

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		<p>ア 住宅が「全壊」又は「半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむなく解体」した世帯 イ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 ウ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯 (<u>大規模又は中規模半壊世帯</u>)</p>	<p>ア 住宅が「全壊」又は「半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、やむなく解体」した世帯 イ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 ウ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯 (<u>大規模半壊世帯</u>)</p>																												
震-4-7	関係機関の名称変更による修正	<p style="text-align: center;">第2節 生活関連施設等の復旧計画</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="472 619 1240 871"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上下水道施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 電気施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. ガス施設</td> <td><u>東京ガスネットワーク(株)</u>、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>4. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 公共土木施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上下水道施設	(略)	2. 電気施設	(略)	3. ガス施設	<u>東京ガスネットワーク(株)</u> 、京葉ガス(株)	4. 通信施設	(略)	5. 公共土木施設	(略)	(略)		<p style="text-align: center;">第2節 生活関連施設等の復旧計画</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1263 619 2031 871"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上下水道施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 電気施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. ガス施設</td> <td><u>東京ガス(株)</u>、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>4. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 公共土木施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上下水道施設	(略)	2. 電気施設	(略)	3. ガス施設	<u>東京ガス(株)</u> 、京葉ガス(株)	4. 通信施設	(略)	5. 公共土木施設	(略)	(略)	
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上下水道施設	(略)																														
2. 電気施設	(略)																														
3. ガス施設	<u>東京ガスネットワーク(株)</u> 、京葉ガス(株)																														
4. 通信施設	(略)																														
5. 公共土木施設	(略)																														
(略)																															
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上下水道施設	(略)																														
2. 電気施設	(略)																														
3. ガス施設	<u>東京ガス(株)</u> 、京葉ガス(株)																														
4. 通信施設	(略)																														
5. 公共土木施設	(略)																														
(略)																															
震-4-12	語句の修正	<p style="text-align: center;">第4節 災害復興</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="472 975 1240 1166"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 復興本部の設置</td> <td>企画政策課、各課</td> </tr> <tr> <td>2. 復興計画の策定</td> <td>企画政策課、各課</td> </tr> <tr> <td>3. 特定大規模災害時の措置</td> <td>企画政策課、各課</td> </tr> </tbody> </table> <p>被災した<u>住民</u>の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 復興本部の設置	企画政策課、各課	2. 復興計画の策定	企画政策課、各課	3. 特定大規模災害時の措置	企画政策課、各課	<p style="text-align: center;">第4節 災害復興</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1263 975 2031 1166"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 復興本部の設置</td> <td>企画政策課、各課</td> </tr> <tr> <td>2. 復興計画の策定</td> <td>企画政策課、各課</td> </tr> <tr> <td>3. 特定大規模災害時の措置</td> <td>企画政策課、各課</td> </tr> </tbody> </table> <p>被災した<u>市民</u>の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 復興本部の設置	企画政策課、各課	2. 復興計画の策定	企画政策課、各課	3. 特定大規模災害時の措置	企画政策課、各課												
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 復興本部の設置	企画政策課、各課																														
2. 復興計画の策定	企画政策課、各課																														
3. 特定大規模災害時の措置	企画政策課、各課																														
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 復興本部の設置	企画政策課、各課																														
2. 復興計画の策定	企画政策課、各課																														
3. 特定大規模災害時の措置	企画政策課、各課																														

【白井市地域防災計画 震災編】

新 旧 対 照 表

ページ	修正理由	修正案	現行
震-4-12	語句の修正	1. 復興本部の設置 市は、 住民 の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかに、かつ、計画的に実施するための組織として、白井市災害復興本部を設置する。	1. 復興本部の設置 市は、 市民 の生活や地域（都市）の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかに、かつ、計画的に実施するための組織として、白井市災害復興本部を設置する。

ページ	修正理由	修正案	現行																												
風-2-1	ハザードマップ更新に伴う名称の修正	<p style="text-align: center;">第3節 風水害等編</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害に強いまちづくり</p> <p>2. 風水害等災害の予防</p> <p>近年、全国各地で集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による浸水被害、土砂災害が多発していることから、市内においても繰り返し浸水している地区や水害危険箇所の事前把握に努め、「<u>ハザードマップ</u>」等を活用し、住民への防災意識の高揚を図るとともに、国、県への働きかけを積極的に推進する。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 風水害等編</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害に強いまちづくり</p> <p>2. 風水害等災害の予防</p> <p>近年、全国各地で集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による浸水被害、土砂災害が多発していることから、市内においても繰り返し浸水している地区や水害危険箇所の事前把握に努め、「<u>総合防災ハザードマップ</u>」等を活用し、住民への防災意識の高揚を図るとともに、国、県への働きかけを積極的に推進する。</p> <p>（略）</p>																												
風-2-3	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第2節 市の災害活動体制の整備</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="477 708 1236 1086"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 事前の体制づくりと備蓄</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>2. 職員初動マニュアルの整備</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>3. 各課配備体制の更新と報告</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>4. 広域防災体制の連携強化</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>5. 防災活動拠点の自立性構築</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>6. 業務継続体制の確保</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、災害時に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。</p> <p>また、一つの市町村の対応力を上回る大規模災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援体制に基づき平常時に共同で実施する事業等について定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 事前の体制づくりと備蓄	（略）	2. 職員初動マニュアルの整備	（略）	3. 各課配備体制の更新と報告	（略）	4. 広域防災体制の連携強化	（略）	5. 防災活動拠点の自立性構築	（略）	6. 業務継続体制の確保	（略）	<p style="text-align: center;">第2節 市の災害活動体制の整備</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1267 708 2027 1086"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 事前の体制づくりと備蓄</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>2. 職員初動マニュアルの整備</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>3. 各課配備体制の更新と報告</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>4. 広域防災体制の連携強化</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>5. 防災活動拠点の自立性構築</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>6. 業務継続体制の確保</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、発災時に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。</p> <p>また、一つの市町村の対応力を上回る大規模災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援体制に基づき平常時に共同で実施する事業等について定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 事前の体制づくりと備蓄	（略）	2. 職員初動マニュアルの整備	（略）	3. 各課配備体制の更新と報告	（略）	4. 広域防災体制の連携強化	（略）	5. 防災活動拠点の自立性構築	（略）	6. 業務継続体制の確保	（略）
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 事前の体制づくりと備蓄	（略）																														
2. 職員初動マニュアルの整備	（略）																														
3. 各課配備体制の更新と報告	（略）																														
4. 広域防災体制の連携強化	（略）																														
5. 防災活動拠点の自立性構築	（略）																														
6. 業務継続体制の確保	（略）																														
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 事前の体制づくりと備蓄	（略）																														
2. 職員初動マニュアルの整備	（略）																														
3. 各課配備体制の更新と報告	（略）																														
4. 広域防災体制の連携強化	（略）																														
5. 防災活動拠点の自立性構築	（略）																														
6. 業務継続体制の確保	（略）																														

ページ	修正理由	修正案	現行																
風-2-9	語句の修正	<p style="text-align: center;">第7節 土砂災害の予防</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 土砂災害警戒区域等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 急傾斜地崩壊危険区域等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 防災知識の普及、啓発</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>台風や集中豪雨などによる土砂災害から住民等の生命、身体、財産を守るため、土砂災害の発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 土砂災害警戒区域等	(略)	2. 急傾斜地崩壊危険区域等	(略)	3. 防災知識の普及、啓発	(略)	<p style="text-align: center;">第7節 土砂災害の予防</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対策項目</th> <th style="width: 50%;">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 土砂災害警戒区域等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 急傾斜地崩壊危険区域等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 防災知識の普及、啓発</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>台風や集中豪雨などによる土砂災害から市民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害の発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 土砂災害警戒区域等	(略)	2. 急傾斜地崩壊危険区域等	(略)	3. 防災知識の普及、啓発	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 土砂災害警戒区域等	(略)																		
2. 急傾斜地崩壊危険区域等	(略)																		
3. 防災知識の普及、啓発	(略)																		
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 土砂災害警戒区域等	(略)																		
2. 急傾斜地崩壊危険区域等	(略)																		
3. 防災知識の普及、啓発	(略)																		
風-2-9	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p>1. 土砂災害警戒区域等 (略)</p> <p>(3) 警戒避難体制の整備 土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒避難体制に関する事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に対し土砂災害に関する情報、予警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。 (略)</p>	<p>1. 土砂災害警戒区域等 (略)</p> <p>(3) 警戒避難体制の整備 土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等警戒避難体制に関する事項、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する情報等の伝達方法を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設が立地する場合は、当該施設に対し土砂災害に関する情報、予警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。 (略)</p>																
風-2-11	語句の修正	<p style="text-align: center;">第8節 風害の予防</p> <p>1. 竜巻等に関する知識の普及 市及び県は、台風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して普及啓発を図る。 (略)</p> <p>3. 施設等の風害防止対策 (略)</p> <p>(2) 看板類の風害対策</p>	<p style="text-align: center;">第8節 風害の予防</p> <p>1. 竜巻等に関する知識の普及 市及び県は、台風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して普及啓発を図る。 (略)</p> <p>3. 施設等の風害防止対策 (略)</p> <p>(2) 看板類の風害対策</p>																

ページ	修正理由	修正案	現行																
		<p>市は強風により飛来ないし落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、<u>住民等</u>からの危険情報を入手する方法について検討する。</p>	<p>市は強風により飛来ないし落下の恐れのある看板類等については、日頃より管理者に点検を呼びかける他、<u>市民</u>からの危険情報を入手する方法について検討する。</p>																
風-2-13	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;">第9節 雪害の予防</p> <p>1. 道路雪害防止対策</p> <p>(1) 除雪区分及び除雪路線</p> <p>ア 国土交通省・県 国道16号については国土交通省、国道464号・主要地方道・県道については県が除雪を行う。</p> <p>イ 市道 市道については、主要な市道から優先して除雪を行う。</p> <p>ウ 歩道部及び歩道橋 歩道は、駅前を優先とし除雪に努める。また歩道橋についても、優先的に除雪に努める。</p> <p>(2) 除雪作業 市は、協力土木業者等の関係業者の協力を得て除雪を実施するための連絡体制を整備しておくものとする。 また、融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、関係機関と連携し、通行規制や、砂・凍結防止剤散布等の処置に努める。</p> <p><u>(3) 防災知識の普及</u> <u>大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪が予想されるとき、人命を最優先とするためには、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に避けるための計画的・予防的な通行規制が必要であること、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、住民等への周知に努める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第9節 雪害の予防</p> <p>1. 道路雪害防止対策</p> <p>(1) 除雪区分及び除雪路線</p> <p>ア 国土交通省・県 国道16号については国土交通省、国道464号・主要地方道・県道については県が除雪を行う。</p> <p>イ 市道 市道については、主要な市道から優先して除雪を行う。</p> <p>ウ 歩道部及び歩道橋 歩道は、駅前を優先とし除雪に努める。また歩道橋についても、優先的に除雪に努める。</p> <p>(2) 除雪作業 市は、協力土木業者等の関係業者の協力を得て除雪を実施するための連絡体制を整備しておくものとする。 また、融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、関係機関と連携し、通行規制や、砂・凍結防止剤散布等の処置に努める。 (新設)</p>																
風-2-14	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第10節 要配慮者の安全確保</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="477 1187 1236 1315"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 社会福祉施設等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 外国人等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、<u>災害時</u>の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難行動要支援者	(略)	2. 社会福祉施設等	(略)	3. 外国人等	(略)	<p style="text-align: center;">第10節 要配慮者の安全確保</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1267 1187 2027 1315"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 社会福祉施設等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 外国人等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、<u>災害発生時</u>の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難行動要支援者	(略)	2. 社会福祉施設等	(略)	3. 外国人等	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 避難行動要支援者	(略)																		
2. 社会福祉施設等	(略)																		
3. 外国人等	(略)																		
対策項目	担当部署および関係部・機関																		
1. 避難行動要支援者	(略)																		
2. 社会福祉施設等	(略)																		
3. 外国人等	(略)																		

ページ	修正理由	修正案	現行																																
		<p>については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（県）等に基づいて整備に努める。</p>	<p>体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（県）等に基づいて整備に努める。</p>																																
<p>風-2-16</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正</p>	<p style="text-align: center;">第12節 避難収容体制の整備</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="479 483 1234 831"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 指定避難所等の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. 家庭動物対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 避難所の開設・運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 応急仮設住宅の用地確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4. 家庭動物対策 震災編・第2章・第8節「4. 家庭動物対策」に準ずる。 (略)</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難体制の整備	(略)	2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)	3. 指定避難所等の整備	(略)	4. 家庭動物 対策	(略)	5. 避難所の開設・運営	(略)	6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)	(略)		<p style="text-align: center;">第12節 避難収容体制の整備</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1270 483 2024 831"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難体制の整備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. 家庭動物対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4. ペット対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 避難所の開設・運営</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6. 応急仮設住宅の用地確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4. ペット対策 震災編・第2章・第8節「4. ペット対策」に準ずる。 (略)</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 避難体制の整備	(略)	2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)	3. 家庭動物対策	(略)	4. ペット 対策	(略)	5. 避難所の開設・運営	(略)	6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)	(略)	
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難体制の整備	(略)																																		
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)																																		
3. 指定避難所等の整備	(略)																																		
4. 家庭動物 対策	(略)																																		
5. 避難所の開設・運営	(略)																																		
6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)																																		
(略)																																			
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 避難体制の整備	(略)																																		
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	(略)																																		
3. 家庭動物対策	(略)																																		
4. ペット 対策	(略)																																		
5. 避難所の開設・運営	(略)																																		
6. 応急仮設住宅の用地確保	(略)																																		
(略)																																			
<p>風-2-19</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正</p>	<p style="text-align: center;">第15節 防災意識の向上と知識の普及</p> <p>6. 応急手当方法の指導・普及 震災編・第2章・第11節「6. 応急手当方法の指導・普及」に準じ、「地震発生にともない」を「災害時には」に読み替えるものとする。（震-2-32参照）</p>	<p style="text-align: center;">第15節 防災意識の向上と知識の普及</p> <p>6. 応急手当方法の指導・普及 震災編・第2章・第11節「6. 応急手当方法の指導・普及」に準じ、「地震発生にともない」を「災害発生時には」に読み替えるものとする。（震-2-32参照）</p>																																
<p>風-2-20</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正</p>	<p style="text-align: center;">第16節 防災訓練の実施</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="479 1281 1234 1401"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 防災訓練の種別</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 訓練の実施と事後評価</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 防災訓練の種別	(略)	2. 訓練の実施と事後評価	(略)	<p style="text-align: center;">第16節 防災訓練の実施</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1270 1281 2024 1401"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 防災訓練の種別</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 訓練の実施と事後評価</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 防災訓練の種別	(略)	2. 訓練の実施と事後評価	(略)																				
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 防災訓練の種別	(略)																																		
2. 訓練の実施と事後評価	(略)																																		
対策項目	担当部署および関係部・機関																																		
1. 防災訓練の種別	(略)																																		
2. 訓練の実施と事後評価	(略)																																		

ページ	修正理由	修正案	現行												
		<p>市及び関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。</p>	<p>市及び関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。</p>												
風-2-21	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第17節 住民の防災対策</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="477 507 1236 603"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 日常の役割</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 風水害時の心構え</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>住民は「自分の身は自分で守る意識」と「自分達の地域は自分達で守る意識」に立ち、日頃から防災知識を身に付け、災害時には適切な行動をとり身の安全を確保するとともに、地域における防災活動を積極的にを行い被害の軽減に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2. 風水害時の心構え (略)</p> <p>(2) 災害時の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 家族の安否確認 イ 子供などは、はぐれないようにお互いの体をロープで結ぶ ウ 隣近所への声かけと安全の確認 エ 地域住民が力を合わせた救出活動の実施、けが人の応急手当てや救護所への搬送 	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 日常の役割	(略)	2. 風水害時の心構え	(略)	<p style="text-align: center;">第17節 住民の防災対策</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1267 507 2027 603"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 日常の役割</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 風水害時の心構え</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>住民は「自分の身は自分で守る意識」と「自分達の地域は自分達で守る意識」に立ち、日頃から防災知識を身に付け、災害発生時には適切な行動をとり身の安全を確保するとともに、地域における防災活動を積極的にを行い被害の軽減に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2. 風水害時の心構え (略)</p> <p>(2) 災害発生時の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 家族の安否確認 イ 子供などは、はぐれないようにお互いの体をロープで結ぶ ウ 隣近所への声かけと安全の確認 エ 地域住民が力を合わせた救出活動の実施、けが人の応急手当てや救護所への搬送 	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 日常の役割	(略)	2. 風水害時の心構え	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 日常の役割	(略)														
2. 風水害時の心構え	(略)														
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 日常の役割	(略)														
2. 風水害時の心構え	(略)														
風-2-22	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第18節 自主防災活動の推進</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="477 1102 1236 1198"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 地域住民</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 事業所等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害時においては、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 地域住民	(略)	2. 事業所等	(略)	<p style="text-align: center;">第18節 自主防災活動の推進</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1267 1102 2027 1198"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 地域住民</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 事業所等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害発生時においては、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。</p>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 地域住民	(略)	2. 事業所等	(略)
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 地域住民	(略)														
2. 事業所等	(略)														
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 地域住民	(略)														
2. 事業所等	(略)														

ページ	修正理由	修正案					現行																																		
風-3-1 の前	避難指示等発令の時期の修正	<p style="text-align: center;">第3章 風水害等応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">(参考1) 白井市役所の風水害時の配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">配備種別</th> <th style="width: 25%;">配備基準 ※以下に示す状況等で市長が判断</th> <th style="width: 10%;">本部及び組織</th> <th style="width: 10%;">予め各課で定めた配備要員</th> <th style="width: 50%;">活動内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">注意配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○市域に次の気象警報の1以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報 ○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 ○<u>市域に気象警報が発表され、かつ、台風の暴風域に入ることが見込まれるとき(確率70%以上)</u> ○その他、災害の発生が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 </td> <td> 防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課 </td> <td> 防災対策検討会議構成15課の各課等長が指定した必要な職員 </td> <td> 1) 情報収集・連絡活動が円滑にできる体制 2) 防災対策検討会議の開催 3) 巡回・応急対策活動等の体制準備 4) <u>避難所の開設準備・開設</u> 5) <u>高齢者等避難の発令</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">警戒配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○注意配備を強化する必要があると総務部長が認めたとき。 ○市域に土砂災害警戒情報、「特別警報」に至る可能性への言 </td> <td> 災害警戒本部 (22課) 注意配備に加え ・秘書課 ・財政課 ・市民課 </td> <td> 警戒本部構成22課の1/3～1/2程度必要に応じて他職員は自宅待機 </td> <td> 1) 災害警戒本部の設置 2) 避難所の開設・増設 3) <u>避難指示の発令</u> </td> </tr> </tbody> </table>					配備種別	配備基準 ※以下に示す状況等で市長が判断	本部及び組織	予め各課で定めた配備要員	活動内容等	注意配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に次の気象警報の1以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報 ○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 ○<u>市域に気象警報が発表され、かつ、台風の暴風域に入ることが見込まれるとき(確率70%以上)</u> ○その他、災害の発生が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 	防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課	防災対策検討会議構成15課の各課等長が指定した必要な職員	1) 情報収集・連絡活動が円滑にできる体制 2) 防災対策検討会議の開催 3) 巡回・応急対策活動等の体制準備 4) <u>避難所の開設準備・開設</u> 5) <u>高齢者等避難の発令</u>	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○注意配備を強化する必要があると総務部長が認めたとき。 ○市域に土砂災害警戒情報、「特別警報」に至る可能性への言 	災害警戒本部 (22課) 注意配備に加え ・秘書課 ・財政課 ・市民課	警戒本部構成22課の1/3～1/2程度必要に応じて他職員は自宅待機	1) 災害警戒本部の設置 2) 避難所の開設・増設 3) <u>避難指示の発令</u>	<p style="text-align: center;">第3章 風水害等応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">(参考1) 白井市役所の風水害時の配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">配備種別</th> <th style="width: 25%;">配備基準 ※以下に示す状況等で市長が判断</th> <th style="width: 10%;">本部及び組織</th> <th style="width: 10%;">予め各課で定めた配備要員</th> <th style="width: 50%;">活動内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">注意配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○市域に次の気象警報の1以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報 ○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 ○<u>市域が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき</u> ○その他、災害の発生が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 </td> <td> 防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課 </td> <td> 防災対策検討会議構成15課の各課等長が指定した必要な職員 </td> <td> 1) 情報収集・連絡活動が円滑にできる体制 2) 防災対策検討会議の開催 3) 巡回・応急対策活動等の体制準備 4) <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令準備</u> 5) <u>避難所の開設準備</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">警戒配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○注意配備を強化する必要があると総務部長が認めたとき。 ○市域に土砂災害警戒情報、「特別警報」に至る可能性への言 </td> <td> 災害警戒本部 (22課) 注意配備に加え ・秘書課 ・財政課 ・市民課 </td> <td> 警戒本部構成22課の1/3～1/2程度必要に応じて他職員は自宅待機 </td> <td> 1) 災害警戒本部の設置 2) 避難所の開設 3) <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u> </td> </tr> </tbody> </table>					配備種別	配備基準 ※以下に示す状況等で市長が判断	本部及び組織	予め各課で定めた配備要員	活動内容等	注意配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に次の気象警報の1以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報 ○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 ○<u>市域が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき</u> ○その他、災害の発生が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 	防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課	防災対策検討会議構成15課の各課等長が指定した必要な職員	1) 情報収集・連絡活動が円滑にできる体制 2) 防災対策検討会議の開催 3) 巡回・応急対策活動等の体制準備 4) <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令準備</u> 5) <u>避難所の開設準備</u>	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○注意配備を強化する必要があると総務部長が認めたとき。 ○市域に土砂災害警戒情報、「特別警報」に至る可能性への言 	災害警戒本部 (22課) 注意配備に加え ・秘書課 ・財政課 ・市民課	警戒本部構成22課の1/3～1/2程度必要に応じて他職員は自宅待機	1) 災害警戒本部の設置 2) 避難所の開設 3) <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u>
配備種別	配備基準 ※以下に示す状況等で市長が判断	本部及び組織	予め各課で定めた配備要員	活動内容等																																					
注意配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に次の気象警報の1以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報 ○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 ○<u>市域に気象警報が発表され、かつ、台風の暴風域に入ることが見込まれるとき(確率70%以上)</u> ○その他、災害の発生が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 	防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課	防災対策検討会議構成15課の各課等長が指定した必要な職員	1) 情報収集・連絡活動が円滑にできる体制 2) 防災対策検討会議の開催 3) 巡回・応急対策活動等の体制準備 4) <u>避難所の開設準備・開設</u> 5) <u>高齢者等避難の発令</u>																																					
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○注意配備を強化する必要があると総務部長が認めたとき。 ○市域に土砂災害警戒情報、「特別警報」に至る可能性への言 	災害警戒本部 (22課) 注意配備に加え ・秘書課 ・財政課 ・市民課	警戒本部構成22課の1/3～1/2程度必要に応じて他職員は自宅待機	1) 災害警戒本部の設置 2) 避難所の開設・増設 3) <u>避難指示の発令</u>																																					
配備種別	配備基準 ※以下に示す状況等で市長が判断	本部及び組織	予め各課で定めた配備要員	活動内容等																																					
注意配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に次の気象警報の1以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 大雪警報 ⑤ 暴風雪警報 ○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 ○<u>市域が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき</u> ○その他、災害の発生が予想され、危機管理課長が必要と認めたとき。 	防災対策検討会議 (15課) ・危機管理課 ・総務課 ・公共施設マネジメント課 ・産業振興課 ・市民活動支援課 ・教育総務課 ・生涯学習課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・高齢者福祉課 ・保育課 ・健康課 ・道路課 ・都市計画課 ・上下水道課	防災対策検討会議構成15課の各課等長が指定した必要な職員	1) 情報収集・連絡活動が円滑にできる体制 2) 防災対策検討会議の開催 3) 巡回・応急対策活動等の体制準備 4) <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令準備</u> 5) <u>避難所の開設準備</u>																																					
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○注意配備を強化する必要があると総務部長が認めたとき。 ○市域に土砂災害警戒情報、「特別警報」に至る可能性への言 	災害警戒本部 (22課) 注意配備に加え ・秘書課 ・財政課 ・市民課	警戒本部構成22課の1/3～1/2程度必要に応じて他職員は自宅待機	1) 災害警戒本部の設置 2) 避難所の開設 3) <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u>																																					

ページ	修正理由	修正案					現行					
			<p>及」に係る気象情報が発表されたとき。</p> <p>○<u>本市が台風の暴風域に入ることが確実に予測されるとき</u></p> <p>○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、総務部長が必要と認めるとき。</p> <p>○その他、災害の発生が予想され、総務部長が必要と認めるとき。</p>	<p>・環境課 ・学校政策課 ・建築宅地課 ・議会事務局</p>					<p>及」に係る気象情報が発表されたとき。</p> <p>○<u>市域に気象警報が発表され、かつ、台風の暴風域に入ることが見込まれるとき(確率70%以上)</u></p> <p>○深夜から明け方に上記の情報が発表されることが予想され、総務部長が必要と認めるとき。</p> <p>○その他、災害の発生が予想され、総務部長が必要と認めるとき。</p>	<p>・環境課 ・学校政策課 ・建築宅地課 ・議会事務局</p>		
		<p>災害対策本部設置後</p> <p>第1配備</p>	<p>○災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合</p> <p>○市域に特別警報が発表されたとき</p> <p>○以下のいずれかに該当し、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき。</p> <p>・特に大きな被害が発生し、又は発生するお</p>	<p>災害対策本部設置 (全課)</p>	<p>全職員の4割程度</p>	<p>1) 応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。</p> <p>2) 避難所の増設</p> <p>3) <u>緊急安全確保の発令</u></p>	<p>災害対策本部設置後</p> <p>第1配備</p>		<p>○災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合</p> <p>○市域に特別警報が発表されたとき</p> <p>○以下のいずれかに該当し、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき。</p> <p>・<u>本市が台風の暴風域に入ることが確実に予測されるとき</u></p> <p>・特に大きな被害が発生し、又は発生するお</p>	<p>災害対策本部設置 (全課)</p>	<p>全職員の4割程度</p>	<p>1) 応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。</p> <p>2) 避難所の増設</p> <p>3) <u>避難勧告の発令</u></p>

ページ	修正理由	修正案				現行				
			<p>それがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な停電、断水などが発生し、回復に長期間を要すると見込まれるとき 		<p>全職員の7割程度</p> <p>1) <u>第1配備体制を強化し対処する体制とする。</u></p> <p>2) 第3配備体制への移行準備</p> <p>3) 各関係機関への応援要請</p>		<p>それがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な停電、断水などが発生し、回復に長期間を要すると見込まれるとき 		<p>全職員の7割程度</p>	<p>1) <u>避難指示の発令</u></p> <p>2) 第3配備体制への移行準備</p> <p>3) 各関係機関への応援要請</p>
		第2配備	<p>○災害救助法の適用基準に達する被害が発生し本部長が必要と認めたととき。</p> <p>○以下のいずれかに該当し、市長が必要と認めたととき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内広範囲にわたる災害が発生 ・局地的災害であっても被害が甚大 ・大規模の災害発生が免れないと予想 		<p>全職員で対応</p> <p>1) 市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とする。</p> <p>2) 各関係機関への応援要請</p>	第2配備	<p>○災害救助法の適用基準に達する被害が発生し本部長が必要と認めたととき。</p> <p>○以下のいずれかに該当し、市長が必要と認めたととき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内広範囲にわたる災害が発生 ・局地的災害であっても被害が甚大 ・大規模の災害発生が免れないと予想 		<p>全職員で対応</p>	<p>1) 市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とする。</p> <p>2) 各関係機関への応援要請</p>
		第3配備	<p>○第2配備体制では、対処できないとき。</p> <p>○以下のいずれかに該当し、市長が必要と認めたととき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内広範囲にわたる災害が発生 ・局地的災害であっても被害が甚大 ・大規模の災害発生が免れないと予想 		<p>全職員で対応</p> <p>1) 市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とする。</p> <p>2) 各関係機関への応援要請</p>	第3配備	<p>○第2配備体制では、対処できないとき。</p> <p>○以下のいずれかに該当し、市長が必要と認めたととき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内広範囲にわたる災害が発生 ・局地的災害であっても被害が甚大 ・大規模の災害発生が免れないと予想 		<p>全職員で対応</p>	<p>1) 市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とする。</p> <p>2) 各関係機関への応援要請</p>

*配備要員は、年度当初に各課等において定め、総務部長に報告する。

*配備要員は、年度当初に各課等において定め、総務部長に報告する。

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																		
		*市長は災害の態様等により配備内容を変更し又は配備を解くことができる。 *災害救助法適用の目安は全壊住家80世帯以上。半壊住家(換算)160世帯、床上浸水(換算)240世帯	*市長は災害の態様等により配備内容を変更し又は配備を解くことができる。 *災害救助法適用の目安は全壊住家80世帯以上。半壊住家(換算)160世帯、床上浸水(換算)240世帯																																																																		
風-3-1の前	タイムラインの見直しによる修正(手賀沼と利根川の洪水を分けて作成)	(参考2)大型台風接近時のタイムライン <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>気象台・河川管理者等(気象情報・警報等)</th> <th>警戒レベル</th> <th>白井市</th> <th>関係機関・団体</th> <th>住民・事業者・自治会・自主防</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日前</td> <td>○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)</td> <td>—</td> <td>○台風情報の確認</td> <td>○台風情報の確認</td> <td>○台風情報の確認</td> </tr> <tr> <td>2日前</td> <td>○早期注意情報</td> <td>L1</td> <td>○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討</td> <td>○鉄道等の運休計画の検討</td> <td>○避難行動の確認 ○臨時休業の検討</td> </tr> <tr> <td>1日前</td> <td>○大雨・洪水注意報</td> <td>L2</td> <td>【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難所開設等の準備</td> <td>○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備</td> <td>○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡等 ○建物等の浸水・強風対策</td> </tr> <tr> <td>12h前</td> <td>○<u>暴風域に入ることが確実</u> ○大雨・洪水警報(特別警報に至る可能性あり) ○<u>手賀沼で水防団待機水位到達</u> (削除)</td> <td>L3</td> <td>【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起</td> <td>○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始</td> <td>○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛</td> </tr> </tbody> </table>	時間	気象台・河川管理者等(気象情報・警報等)	警戒レベル	白井市	関係機関・団体	住民・事業者・自治会・自主防	3日前	○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)	—	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認	2日前	○早期注意情報	L1	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討	○鉄道等の運休計画の検討	○避難行動の確認 ○臨時休業の検討	1日前	○大雨・洪水注意報	L2	【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難所開設等の準備	○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備	○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡等 ○建物等の浸水・強風対策	12h前	○ <u>暴風域に入ることが確実</u> ○大雨・洪水警報(特別警報に至る可能性あり) ○ <u>手賀沼で水防団待機水位到達</u> (削除)	L3	【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起	○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始	○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛	(参考2)大型台風接近時のタイムライン <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>気象台・河川管理者等(気象情報・警報等)</th> <th>警戒レベル</th> <th>白井市</th> <th>関係機関・団体</th> <th>住民・事業者・自治会・自主防</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日前</td> <td>○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)</td> <td>—</td> <td>○台風情報の確認</td> <td>○台風情報の確認</td> <td>○台風情報の確認</td> </tr> <tr> <td>2日前</td> <td>○早期注意情報</td> <td>L1</td> <td>○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討</td> <td>○鉄道等の運休計画の検討</td> <td>○避難行動の確認 ○臨時休業の検討</td> </tr> <tr> <td>1日前</td> <td>○大雨・洪水注意報 (<u>警報への切替の可能性あり</u>)</td> <td>L2</td> <td>【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難勧告、避難所開設等の準備</td> <td>○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備</td> <td>○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡等 ○建物等の浸水・強風対策</td> </tr> <tr> <td>半日前</td> <td>○大雨・洪水警報・特別警報に至る可能性あり ○<u>手賀川など氾濫注意水位を超過</u> ○<u>暴風域に入ることが確実</u></td> <td>↓</td> <td>【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起</td> <td>○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始</td> <td>○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>↓</td> <td>【第1配備】 ○<u>災害対策本部の設置</u></td> <td>○冠水、がけ崩れ等危険箇所の巡</td> <td>○避難情報の収集</td> </tr> </tbody> </table>	時間	気象台・河川管理者等(気象情報・警報等)	警戒レベル	白井市	関係機関・団体	住民・事業者・自治会・自主防	3日前	○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)	—	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認	2日前	○早期注意情報	L1	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討	○鉄道等の運休計画の検討	○避難行動の確認 ○臨時休業の検討	1日前	○大雨・洪水注意報 (<u>警報への切替の可能性あり</u>)	L2	【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難勧告、避難所開設等の準備	○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備	○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡等 ○建物等の浸水・強風対策	半日前	○大雨・洪水警報・特別警報に至る可能性あり ○ <u>手賀川など氾濫注意水位を超過</u> ○ <u>暴風域に入ることが確実</u>	↓	【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起	○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始	○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛			↓	【第1配備】 ○ <u>災害対策本部の設置</u>	○冠水、がけ崩れ等危険箇所の巡	○避難情報の収集
時間	気象台・河川管理者等(気象情報・警報等)	警戒レベル	白井市	関係機関・団体	住民・事業者・自治会・自主防																																																																
3日前	○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)	—	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認																																																																
2日前	○早期注意情報	L1	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討	○鉄道等の運休計画の検討	○避難行動の確認 ○臨時休業の検討																																																																
1日前	○大雨・洪水注意報	L2	【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難所開設等の準備	○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備	○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡等 ○建物等の浸水・強風対策																																																																
12h前	○ <u>暴風域に入ることが確実</u> ○大雨・洪水警報(特別警報に至る可能性あり) ○ <u>手賀沼で水防団待機水位到達</u> (削除)	L3	【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起	○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始	○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛																																																																
時間	気象台・河川管理者等(気象情報・警報等)	警戒レベル	白井市	関係機関・団体	住民・事業者・自治会・自主防																																																																
3日前	○台風情報の発表(大型台風が関東に上陸の可能性)	—	○台風情報の確認	○台風情報の確認	○台風情報の確認																																																																
2日前	○早期注意情報	L1	○気象情報、雨量・水位等の情報収集 ○休校等の検討	○鉄道等の運休計画の検討	○避難行動の確認 ○臨時休業の検討																																																																
1日前	○大雨・洪水注意報 (<u>警報への切替の可能性あり</u>)	L2	【注意配備】 ○防災対策検討会議の開催 ○休校等の決定、連絡 ○避難勧告、避難所開設等の準備	○気象情報等の収集 ○鉄道等の運休の決定、広報 ○水防活動、通行規制の準備	○気象情報の確認 ○臨時休業の決定、連絡等 ○建物等の浸水・強風対策																																																																
半日前	○大雨・洪水警報・特別警報に至る可能性あり ○ <u>手賀川など氾濫注意水位を超過</u> ○ <u>暴風域に入ることが確実</u>	↓	【警戒配備】 ○災害警戒本部の設置 ○浸水・がけ崩れ・強風等への注意喚起	○アンダーパス等の通行の注意喚起 ○水防活動の開始	○警報、鉄道等の運休の確認 ○外出等の自粛																																																																
		↓	【第1配備】 ○ <u>災害対策本部の設置</u>	○冠水、がけ崩れ等危険箇所の巡	○避難情報の収集																																																																

ページ	修正理由	修正案					現行							
		3h前	<ul style="list-style-type: none"> ○手賀沼で氾濫注意水位到達 ○洪水警報の危険度分布（下手賀川、神崎川）が「警戒」 	↓	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等避難の発令、広報 ○避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○冠水、がけ崩れ等危険箇所の巡視、通行規制 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者が避難開始 ○避難行動要支援者の支援開始 		<ul style="list-style-type: none"> ○利根川に氾濫警戒情報 ○手賀川など避難判断水位を超過 	L 3	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備・高齢者等避難開始の発表、広報 ○早期開設避難所の開設 	視、通行規制	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者が避難開始 ○避難行動要支援者の支援開始 	
			<ul style="list-style-type: none"> ○市長に避難指示等を助言 	↓	<ul style="list-style-type: none"> 【第1配備】 ○災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○冠水等の発生箇所の通行規制 		<ul style="list-style-type: none"> ○市長に避難勧告等を助言 	↓	<ul style="list-style-type: none"> 【第2配備】 ○職員追加配備 	<ul style="list-style-type: none"> ○冠水等の発生箇所の通行規制 			
		2h前	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報 ○手賀沼で氾濫危険水位到達 ○洪水警報の危険度分布（下手賀川、神崎川）が「危険」 	L 4	<ul style="list-style-type: none"> ○避難指示の発令、広報 ○自衛隊への情報提供（発災のおそれがある旨の伝達及び救援ニーズの共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者の誘導 ○水防活動等従事者の危険区域からの退避 ○災害への対処・救援ニーズ等への準備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が避難開始 		<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報 ○利根川に氾濫危険情報 ○手賀川など氾濫危険水位を超過 	L 4	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告の発令、広報 ○避難所の増設 【第3配備】 ○全職員配備 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者の誘導 ○水防活動等従事者の危険区域からの退避 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が避難開始 ○暴風のため洪水・土砂の危険区域外の住民も避難開始 	
		0h	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨特別警報 ○洪水警報の危険度分布（下手賀川、神崎川）が「災害切迫」 	L 5	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急安全確保の発令、広報 		<ul style="list-style-type: none"> ○避難遅延者が緊急に安全を確保 		<ul style="list-style-type: none"> ○洪水警報の危険度分布（下手賀川、神崎川、二重川）が「極めて危険」 	↓	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避の指示を発令、広報 ○自衛隊災害派遣要請の依頼 		<ul style="list-style-type: none"> ○避難遅延者が屋内退避 	
		(発災)	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫発生 ○土砂災害発生 	↓	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○自衛隊災害派遣要請の依頼 ○協定団体等に応援協力を要請 ○罹災証明等の準備 ○被災者への各種救 	<ul style="list-style-type: none"> ○逃げ遅れた住民の救助、行方不明者の捜索 ○排水作業の準備 ○市への応援協力の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅被災者が避難生活 		<ul style="list-style-type: none"> ○大雨特別警報 ○氾濫発生情報 	L 5	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○協定団体等に応援協力を要請 ○罹災証明等の準備 ○被災者への各種救済措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○逃げ遅れた住民の救助、行方不明者の捜索 ○排水作業の準備 ○市への応援協力の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅被災者が避難生活 	
		1日後	<ul style="list-style-type: none"> ○警報の解除 						○警報の解除					
		2日								-	○応援団体	○排水作業	○被災者	

ページ	修正理由	修正案					現行						
		2日以後～		-	措置 ○応援団体等の受入 ○被害家屋調査の開始	○排水作業の開始 ○ボランティアセンターの開設	○被災者の住宅・生活の復旧	以後～			等の受入 ○被害家屋調査の開始	の開始 ○ボランティアセンターの開設	の住宅・生活の復旧
		(注) 実際の災害では、台風の状況、降雨の状況、氾濫の発生箇所等によって時間軸が変化する。					(注) 実際の災害では、台風の状況、降雨の状況、氾濫の発生箇所等によって時間軸が変化する。						
風-3-1の前	タイムラインの見直しによる修正（手賀沼と利根川の洪水分けて作成）	(参考3) 利根川の洪水を対象としたタイムライン											
		時間	気象・水象情報	警戒レベル	白井市	関係機関・団体	住民・事業者・自治会・自主防	(新設)					
		1日 前	○上流域に大雨			○水門・排水機場等の点検							
		18 h 前	○水防団待機水位到達		○体制の確認等								
		12 h 前	○氾濫注意水位到達 (氾濫注意情報)	L1	○連絡要員の配置								
		7 h 前	○避難判断水位到達 (氾濫警戒情報)	↓									
		6 h 前	○氾濫危険水位到達 (氾濫危険情報)・漏水・浸食情報の提供	L2	【注意配備】 ○避難所の開設準備								

ページ	修正理由	修正案				現行
		<p>1 h 前</p> <p>○氾濫開始相当水位到達</p> <p>0 h</p>	<p>L 3</p>	<p>【警戒配備】</p> <p>○災害警戒本部の設置</p> <p>○高齢者等避難の発令、広報</p> <p>○避難所の開設</p>		<p>○要配慮者等が避難開始</p> <p>○避難行動要支援者の支援開始</p>
		<p>(発災)</p> <p>○印西市側で氾濫(氾濫発生情報)・災害救助法適用基準に達する被害のおそれ</p> <p>○市長に避難指示等の助言</p>	<p>L 4</p>	<p>【第1配備】</p> <p>○災害対策本部設置</p> <p>○避難指示の発令、広報</p> <p>○避難所の増設</p> <p>○自衛隊への情報提供(発災のおそれがある旨の伝達及び救援ニーズの共有)</p>	<p>○避難者の誘導</p> <p>○上空からの迅速な被害状況把握</p> <p>○災害への対処・救援ニーズ等への準備の推進</p>	<p>○住民が避難開始</p>
		<p>4 h 後</p> <p>○市域に洪水が到達</p>	<p>L 5</p>	<p>○緊急安全確保の発令</p>		<p>○避難遅延者が屋内等で安全確保</p>
		<p>6 h 後</p> <p>○住宅地が浸水・災害救助法適用基準に達する被害</p>	<p>↓</p>	<p>【第2・第3配備】</p> <p>○被害状況の把握</p> <p>○自衛隊災害派遣要請の依頼</p> <p>○協定団体等に応援協力を要請</p> <p>○罹災証明等の準備</p> <p>○被災者への各種救援措置</p>	<p>○逃げ遅れた住民の救助、行方不明者の捜索</p> <p>○排水作業の準備</p> <p>○市への応援協力の開始</p>	<p>○住宅被災者が避難生活</p>
		<p>1 日 後</p>	<p>二</p>	<p>○応援団体等の受入</p>	<p>○排水作業の開始</p>	<p>○被災者の住宅・</p>

ページ	修正理由	修正案	現行								
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="477 256 546 379">2月以後～</td> <td data-bbox="546 256 689 379"></td> <td data-bbox="689 256 954 379">○被害家屋調査の開始</td> <td data-bbox="954 256 1093 379">○ボランティアセンターの開設</td> <td data-bbox="1093 256 1236 379">生活の復旧</td> </tr> </table>	2月以後～		○被害家屋調査の開始	○ボランティアセンターの開設	生活の復旧				
2月以後～		○被害家屋調査の開始	○ボランティアセンターの開設	生活の復旧							
風-3-1	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第1節 市の活動体制の確立</p> <p>1. 市災害対策本部設置前の体制 <注意配備、警戒配備体制> (略)</p> <p>(1) 防災対策検討会議の設置 危機管理課長は、気象情報の収集・伝達及び災害対策等の検討が必要と認めるとき、又は関係課長から要請があったときに開催し、協議事項の内容を含めて総務部長を通じて市長に報告する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="477 691 701 938">防災対策検討会議 構成員 (15課)</td> <td data-bbox="701 691 1236 938">①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、④市民活動支援課長、⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、⑧上下水道課長、⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、⑪生涯学習課長、⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、⑮保育課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 938 701 1155">主な協議事項</td> <td data-bbox="701 938 1236 1155">ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難指示等</u>の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> </table>	防災対策検討会議 構成員 (15課)	①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、④市民活動支援課長、⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、⑧上下水道課長、⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、⑪生涯学習課長、⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、⑮保育課長	主な協議事項	ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難指示等</u> の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること	<p style="text-align: center;">第1節 市の活動体制の確立</p> <p>1. 市災害対策本部設置前の体制 <注意配備、警戒配備体制> (略)</p> <p>(1) 防災対策検討会議の設置 危機管理課長は、気象情報の収集・伝達及び災害対策等の検討が必要と認めるとき、又は関係課長から要請があったときに開催し、協議事項の内容を含めて総務部長を通じて市長に報告する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1267 691 1491 938">防災対策検討会議 構成員 (15課)</td> <td data-bbox="1491 691 2027 938">①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、④市民活動支援課長、⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、⑧上下水道課長、⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、⑪生涯学習課長、⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、⑮保育課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 938 1491 1155">主な協議事項</td> <td data-bbox="1491 938 2027 1155">ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難勧告等</u>の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> </table>	防災対策検討会議 構成員 (15課)	①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、④市民活動支援課長、⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、⑧上下水道課長、⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、⑪生涯学習課長、⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、⑮保育課長	主な協議事項	ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難勧告等</u> の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること
防災対策検討会議 構成員 (15課)	①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、④市民活動支援課長、⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、⑧上下水道課長、⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、⑪生涯学習課長、⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、⑮保育課長										
主な協議事項	ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難指示等</u> の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること										
防災対策検討会議 構成員 (15課)	①危機管理課長、②総務課長、③社会福祉課長、④市民活動支援課長、⑤都市計画課長、⑥教育総務課長、⑦道路課長、⑧上下水道課長、⑨産業振興課長、⑩公共施設マネジメント課長、⑪生涯学習課長、⑫高齢者福祉課長、⑬健康課長、⑭障害福祉課、⑮保育課長										
主な協議事項	ア 気象、災害情報の収集・伝達に関すること イ 災害対策及び配備体制に関すること ウ <u>避難勧告等</u> の発令及び避難所の開設の準備に関すること エ 警戒本部及び災害対策本部の設置準備に関すること オ 関係機関との連絡調整に関すること										

ページ	修正理由	修正案	現行												
風-3-6	千葉県組織改正に伴う名称変更	<p>※特別警報の発表時に対象市町村のエリアに配信</p>	<p>※特別警報の発表時に対象市町村のエリアに配信</p>												
風-3-7	千葉県組織改正に伴う名称変更														
風-3-13	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第9節 水害対策</p> <p>3. 利根川水防対策 (略)</p> <p>(5) 利根川水防警報等 ア 気象等の状況によって洪水等のおそれがあるときは、水防法及び気象業務法に基づき大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報が出されるが、併せて利根川の洪水予報も出される。</p> <p style="text-align: center;">指定河川洪水予報の種類、標題と概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">標 題</th> <th style="width: 55%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続して</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	標 題	概 要		氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続して	<p style="text-align: center;">第9節 水害対策</p> <p>3. 利根川水防対策 (略)</p> <p>(5) 利根川水防警報等 ア 気象等の状況によって洪水等のおそれがあるときは、水防法及び気象業務法に基づき大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報が出されるが、併せて利根川の洪水予報も出される。</p> <p style="text-align: center;">指定河川洪水予報の種類、標題と概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">標 題</th> <th style="width: 55%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続して</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	標 題	概 要		氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続して
種 類	標 題	概 要													
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続して													
種 類	標 題	概 要													
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続して													

ページ	修正理由	修正案		現行	
		洪水警報	<p>いるときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	洪水警報	<p>いるときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、勧告指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
風-3-16	千葉県地域防災計画の修正に伴う	<p align="center">第 10 節 要配慮者対策</p> <p>1. 在宅要配慮者の安全確保</p>		<p align="center">第 10 節 要配慮者対策</p> <p>1. 在宅要配慮者の安全確保</p>	

イ 同じく水防法に基づく水防警報が発表されるので、①待機、②準備、③出動、④警戒、⑤解除といった警報の種類に応じて、水防活動状況の報告にあたる。

イ 同じく水防法に基づく水防警報が発表されるので、①待機、②準備、③出動、④警戒、⑤解除といった警報の種類に応じて、水防活動状況の報告にあたる。

ページ	修正理由	修正案	現行																																																
	語句の修正	<p>震災編・第3章・第9節「1. 在宅要配慮者の安全確保」に準ずる。 (震-3-40参照)</p> <p>なお、「震災発生直後の安全確保」は「<u>避難指示等</u>発令の安全確保」と読み替え、市が警戒レベル3以上の避難情報を発したときに、避難支援等関係者は市から提供された避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者（避難対象地区に限る。）の支援を開始する。</p>	<p>震災編・第3章・第9節「1. 在宅要配慮者の安全確保」に準ずる。 (震-3-40参照)</p> <p>なお、「震災発生直後の安全確保」は「<u>避難勧告等</u>発令の安全確保」と読み替え、市が警戒レベル3以上の避難情報を発したときに、避難支援等関係者は市から提供された避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者（避難対象地区に限る。）の支援を開始する。</p>																																																
風-3-19	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;">第13節 避難収容活動</p> <p>1. 避難指示等</p> <p>土砂災害や水害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難行動を実現するため、災害時における<u>避難指示等</u>の発令判断基準を5段階の警戒レベルに応じて定める。</p> <p>なお、発令に当たっては水害と土砂災害及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する事態を<u>考慮するとともに、</u>气象台、河川管理者及び県からの助言並びに現地確認の報告等を総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p style="text-align: center;">5段階の警戒レベルと対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>災害の状況</th> <th>住民が取るべき行動</th> <th>市の主な対応</th> <th>気象庁が発表する情報</th> <th>指定河川洪水予報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>今後気象状況悪化のおそれ</td> <td>災害への心構えを高める</td> <td>注意喚起</td> <td>早期注意情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>気象状況悪化</td> <td>自らの避難行動を確認</td> <td>避難行動要支援者支援の準備</td> <td>洪水注意報 大雨注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害のおそれあり</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難</td> <td>高齢者等避難の発令、避難所の開設</td> <td>洪水警報 大雨警報</td> <td>氾濫警戒情報</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	災害の状況	住民が取るべき行動	市の主な対応	気象庁が発表する情報	指定河川洪水予報	1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	注意喚起	早期注意情報		2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	避難行動要支援者支援の準備	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難の発令、避難所の開設	洪水警報 大雨警報	氾濫警戒情報	<p style="text-align: center;">第13節 避難収容活動</p> <p>1. 避難指示等</p> <p>土砂災害や水害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難行動を実現するため、災害時における<u>避難勧告等</u>の発令判断基準を5段階の警戒レベルに応じて定める。</p> <p>なお、発令に当たっては水害と土砂災害及び複数河川の氾濫が同時又は連続して発生する事態を<u>考慮するとともに、</u>气象台、河川管理者及び県からの助言並びに現地確認の報告等を総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p style="text-align: center;">5段階の警戒レベルと対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>気象、災害の状況・情報</th> <th>市の主な対応</th> <th>住民の行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>早期注意情報</td> <td>注意喚起</td> <td>心構えを高める</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>洪水・大雨注意報</td> <td>避難行動要支援者支援の準備</td> <td>避難行動を確認</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>洪水・大雨警報 河川が避難判断水位</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難所の開設</td> <td>高齢者等は避難を開始、その他は避難を準備</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土砂災害警戒情報 河川が氾濫危険水位</td> <td>避難勧告、避難指示(緊急)の発令</td> <td>危険な場所から全員避難</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>災害発生情報の発</td> <td>命を守る最善の行</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	気象、災害の状況・情報	市の主な対応	住民の行動	1	早期注意情報	注意喚起	心構えを高める	2	洪水・大雨注意報	避難行動要支援者支援の準備	避難行動を確認	3	洪水・大雨警報 河川が避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難所の開設	高齢者等は避難を開始、その他は避難を準備	4	土砂災害警戒情報 河川が氾濫危険水位	避難勧告、避難指示(緊急)の発令	危険な場所から全員避難	5		災害発生情報の発	命を守る最善の行
警戒レベル	災害の状況	住民が取るべき行動	市の主な対応	気象庁が発表する情報	指定河川洪水予報																																														
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	注意喚起	早期注意情報																																															
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	避難行動要支援者支援の準備	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報																																														
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難の発令、避難所の開設	洪水警報 大雨警報	氾濫警戒情報																																														
警戒レベル	気象、災害の状況・情報	市の主な対応	住民の行動																																																
1	早期注意情報	注意喚起	心構えを高める																																																
2	洪水・大雨注意報	避難行動要支援者支援の準備	避難行動を確認																																																
3	洪水・大雨警報 河川が避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難所の開設	高齢者等は避難を開始、その他は避難を準備																																																
4	土砂災害警戒情報 河川が氾濫危険水位	避難勧告、避難指示(緊急)の発令	危険な場所から全員避難																																																
5		災害発生情報の発	命を守る最善の行																																																

ページ	修正理由	修正案					現行							
		4	<u>災害のおそれ高い</u>	<u>危険な場所から全員避難</u>	<u>避難指示の発令</u>	<u>記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報</u>	<u>氾濫危険情報</u>	<u>大雨特別警報 災害が発生</u>	<u>倉</u>	<u>動</u>				
		5	<u>災害発生又は切迫</u>	<u>命の危険直ちに安全確保！</u>	<u>緊急安全確保の発令</u>	<u>大雨特別警報</u>	<u>氾濫発生情報</u>							
<p>※指定河川洪水予報及び警戒レベル3以上の気象情報は、本表のとおり各警戒レベル相当の情報として発表される。</p>														
風-3-20	千葉県地域防災計画の修正による	避難指示等の類型別発令基準					避難勧告等の類型別発令基準							
		<u>市が発令する避難情報</u>	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】							<u>勧告等の措置</u>	対象地区	判断基準等【対象とする河川氾濫】	
		【レベル3】 <u>高齢者等避難</u>	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、<u>災害の発生が予想されるとき</u> ・<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「警戒」以上のとき</u> 							【レベル3】 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布が実況又は予想で大雨警報の基準に達したとき</u> ・<u>大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき</u> 	
			洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> 【利根川】 ・<u>利根川の水位が氾濫開始相当水位に達したとき</u> 【手賀川・手賀沼】 ・手賀沼の水位が<u>氾濫注意水位</u>に達し、千葉県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想されるとき ・<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒」以上で、氾濫の発生が予想されるとき</u> 【神崎川・二重川（高崎川等）】 ・<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒」以上で、氾濫の発生が予想されるとき</u> 【河川共通】 ・市内の河川において、軽微な漏水、侵食等が発見されたとき 								洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> 【利根川】 ・<u>氾濫危険情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> 【手賀川・手賀沼】 ・手賀沼の水位が<u>避難判断水位</u>に達し、千葉県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想されるとき ・洪水警報の危険度分布（下手賀川）が<u>「警戒」以上のとき</u> 【神崎川・二重川（高崎川等）】 ・洪水警報の危険度分布（神崎川、二重川）が<u>「警戒」以上のとき</u> 【河川共通】 ・市内の河川において、軽微な漏水、侵食等が発見されたとき 	

ページ	修正理由	修正案			現行		
							<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される</u>とき
		【レベル4】 <u>避難指示</u>	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・<u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)危険度分布)が「危険」以上のとき</u> ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき ・<u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される</u>とき 	【レベル4】 <u>避難勧告</u>	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布が、予想で土砂災害警戒情報の基準に達した</u>とき ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき
			洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> 【利根川】 ・<u>氾濫発生情報が発表され、市域に氾濫の影響があると予想される</u>とき 【手賀川・手賀沼】 ・氾濫危険水位(特別警戒水位)に達し、千葉県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想される ・<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「危険」以上の</u>とき 【神崎川・二重川(高崎川等)】 ・<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)が「危険」以上の</u>とき 【河川共通】 ・市内の河川において、異常な漏水、侵食等が発見されたとき ・<u>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される</u>とき 		洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> 【利根川】 ・<u>氾濫危険情報が発表され、水位が堤防高を超える恐れが高まった</u>とき 【手賀川・手賀沼】 ・氾濫危険水位(特別警戒水位)に達し、千葉県北西部の48時間雨量が400mm以上と予想される ・<u>洪水警報の危険度分布(下手賀川)が「非常に危険」以上の</u>とき 【神崎川・二重川(高崎川等)】 ・<u>洪水警報の危険度分布(神崎川、二重川)が「非常に危険」以上の</u>とき 【河川共通】 ・市内の河川において、異常な漏水、侵食等が発見されたとき ・<u>避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される</u>とき
		(削除)	(削除)	(削除)	<u>避難指示(緊急)</u>	土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布が、実況で土砂災害警戒情報の基準に達した</u>とき ・<u>避難勧告等指示による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある</u>とき
			(削除)	(削除)		洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> 【利根川】 ・<u>氾濫発生情報が発表され、当市に氾濫の影響</u>

ページ	修正理由	修正案			現行			
							<p>があるおそれがあるとき 【手賀川・手賀沼】 ・氾濫発生情報が発表され、当市に氾濫の影響があるおそれがあるとき ・洪水警報の危険度分布（下手賀川）が「極めて危険」のとき 【神崎川・二重川（高崎川等）】 ・洪水警報の危険度分布（神崎川、二重川）が「極めて危険」のとき 【河川共通】 ・市内の河川において、異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき</p>	
		<p>【レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>土砂災害警戒区域</p>	<p>・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）が「災害切迫」のとき ・土砂災害が発生したとき</p>	<p>【レベル5】 災害発生情報</p>	<p>土砂災害警戒区域</p>	<p>・土砂災害が発生したとき</p>	
			<p>洪水浸水想定区域</p>	<p>【河川共通】 ・大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「災害切迫」のとき ・氾濫発生情報が発表され、市域で浸水被害が発生していると予想されるとき ・市内の河川において、決壊や越水、溢水が見されたとき</p>		<p>洪水浸水想定区域</p>	<p>【河川共通】 ・氾濫発生情報が発表され、市域で浸水被害が発生していると予測されるとき ・市内の河川において、決壊や越水、溢水が見されたとき</p>	
		<p>備考</p>	<p>・基準水位観測所は、利根川が押付、手賀川・手賀沼が曙橋とする。</p>			<p>備考</p>	<p>・基準水位観測所は、利根川が押付、手賀川・手賀沼が曙橋とする。</p>	
<p>風-3-21</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正による</p>	<p>(1) 警戒避難体制 梅雨・台風時に浸水・洪水、土砂災害の発生が予想される場合は、警戒パトロールを実施し災害発生の徴候についての確に把握するものとする。 (2) 避難指示等 ア 高齢者等避難 避難指示の対象となる住民のうち避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者に対しては、避難指示を発令する前の安全に避難ができる段階等において早めの避難を促すため、また、避難支援等関係者に避難行</p>			<p>(1) 警戒避難体制 梅雨・台風時に浸水・洪水、土砂災害の発生が予想される場合は、警戒パトロールを実施し災害発生の徴候についての確に把握するものとする。 (2) 避難勧告・指示等 市は、避難勧告等を発令する前段階において、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p>			

ページ	修正理由	修正案	現行												
		<p><u>動要支援者の避難支援を行う段階であることを伝達するため、高齢者等避難を発令する。</u></p> <p><u>イ 避難指示</u></p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するため、避難指示を発令する。</u></p> <p><u>ただし、気象状況の急激な悪化により夜間等に立退き避難を指示することがかえって危険を及ぼすおそれがあるときは、屋内や近傍で安全を確保できる場所に避難をするよう指示する。</u></p> <p><u>ウ 緊急安全確保</u></p> <p><u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険区域外への立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示するため、緊急安全確保を発令する。</u></p> <p>以下、計画の内容は、震災編・第3章・第12節「1. 避難指示等」に準ずる。(震-3-48参照)</p>	<p><u>なお、危険区域外への立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安全確保を指示する。</u></p> <p>以下、計画の内容は、震災編・第3章・第12節「1. 避難指示等」に準ずる。(震-3-48参照)</p>												
<p>風-3-21</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正による語句の修正</p>	<p>3. 収容計画</p> <p>震災編・第3章・第12節「3. 収容計画」に準ずる。(震-3-50参照)</p> <p>なお、洪水又は土砂災害に対する<u>高齢者等避難</u>の発令時には早期開設避難所（洪水、土砂災害に対応する指定緊急避難場所との兼用）を開設し、避難班の職員を当該避難所に派遣する。</p> <p>また、台風通過までの短期間の避難については、浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難（<u>家庭動物</u>同行避難を含む。）を可とする。</p>	<p>3. 収容計画</p> <p>震災編・第3章・第12節「3. 収容計画」に準ずる。(震-3-50参照)</p> <p>なお、洪水又は土砂災害に対する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時には早期開設避難所（洪水、土砂災害に対応する指定緊急避難場所との兼用）を開設し、避難班の職員を当該避難所に派遣する。</p> <p>また、台風通過までの短期間の避難については、浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難（<u>ペット</u>同行避難を含む。）を可とする。</p>												
<p>風-3-24</p>	<p>千葉県地域防災計画の修正による語句の修正</p>	<p style="text-align: center;">第15節 食料・生活必需品対策</p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="477 1209 1236 1391"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食料品等の調達・供給</td> <td>物資・輸送班、避難班</td> </tr> <tr> <td>2. 生活必需品の調達・供給</td> <td>物資・輸送班</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 食料品等の調達・供給	物資・輸送班、避難班	2. 生活必需品の調達・供給	物資・輸送班	<p style="text-align: center;">第15節 食料・生活必需品対策</p> <p>≪計画の体系・担当≫</p> <table border="1" data-bbox="1267 1209 2027 1391"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食料品等の調達・供給</td> <td>物資・輸送班、避難班</td> </tr> <tr> <td>2. 生活必需品の調達・供給</td> <td>物資・輸送班</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 食料品等の調達・供給	物資・輸送班、避難班	2. 生活必需品の調達・供給	物資・輸送班
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 食料品等の調達・供給	物資・輸送班、避難班														
2. 生活必需品の調達・供給	物資・輸送班														
対策項目	担当部署および関係部・機関														
1. 食料品等の調達・供給	物資・輸送班、避難班														
2. 生活必需品の調達・供給	物資・輸送班														

ページ	修正理由	修正案	現行																																								
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="477 261 757 295">3. 広域実施体制</td> <td data-bbox="757 261 1236 295">受援統括班、物資・輸送班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="477 304 1236 400"> <p>災害時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p> </td> </tr> </table>	3. 広域実施体制	受援統括班、物資・輸送班	<p>災害時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1267 261 1547 295">3. 広域実施体制</td> <td data-bbox="1547 261 2022 295">受援統括班、物資・輸送班</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1267 304 2022 400"> <p>発災時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p> </td> </tr> </table>	3. 広域実施体制	受援統括班、物資・輸送班	<p>発災時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p>																																	
3. 広域実施体制	受援統括班、物資・輸送班																																										
<p>災害時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p>																																											
3. 広域実施体制	受援統括班、物資・輸送班																																										
<p>発災時には供給や販売が一時麻痺することが予想されることから、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。</p>																																											
風-3-25	千葉県地域防災計画の修正による語句の修正	<p style="text-align: center;">第16節 保健衛生活動</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 539 757 572">対策項目</th> <th data-bbox="757 539 1236 572">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 572 757 606">1. 保健衛生活動</td> <td data-bbox="757 572 1236 606">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 606 757 639">2. 栄養・食生活支援</td> <td data-bbox="757 606 1236 639">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 639 757 673">3. 防疫対策</td> <td data-bbox="757 639 1236 673">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 673 757 707">4. 飲料水の安全確保</td> <td data-bbox="757 673 1236 707">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 707 757 740">5. <u>家庭動物</u>対策</td> <td data-bbox="757 707 1236 740">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="477 740 1236 774">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="477 774 1236 807">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="477 807 1236 841">5. <u>家庭動物</u>対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="477 841 1236 906">震災編・第3章・第15節「5. <u>家庭動物</u>対策」に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 保健衛生活動	(略)	2. 栄養・食生活支援	(略)	3. 防疫対策	(略)	4. 飲料水の安全確保	(略)	5. <u>家庭動物</u> 対策	(略)	(略)		(略)		5. <u>家庭動物</u> 対策		震災編・第3章・第15節「5. <u>家庭動物</u> 対策」に準ずる。		<p style="text-align: center;">第16節 保健衛生活動</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1267 539 1547 572">対策項目</th> <th data-bbox="1547 539 2022 572">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1267 572 1547 606">1. 保健衛生活動</td> <td data-bbox="1547 572 2022 606">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 606 1547 639">2. 栄養・食生活支援</td> <td data-bbox="1547 606 2022 639">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 639 1547 673">3. 防疫対策</td> <td data-bbox="1547 639 2022 673">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 673 1547 707">4. 飲料水の安全確保</td> <td data-bbox="1547 673 2022 707">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 707 1547 740">5. <u>ペット</u>対策</td> <td data-bbox="1547 707 2022 740">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1267 740 2022 774">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1267 774 2022 807">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1267 807 2022 841">5. <u>ペット</u>対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1267 841 2022 906">震災編・第3章・第15節「5. <u>ペット</u>対策」に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 保健衛生活動	(略)	2. 栄養・食生活支援	(略)	3. 防疫対策	(略)	4. 飲料水の安全確保	(略)	5. <u>ペット</u> 対策	(略)	(略)		(略)		5. <u>ペット</u> 対策		震災編・第3章・第15節「5. <u>ペット</u> 対策」に準ずる。	
対策項目	担当部署および関係部・機関																																										
1. 保健衛生活動	(略)																																										
2. 栄養・食生活支援	(略)																																										
3. 防疫対策	(略)																																										
4. 飲料水の安全確保	(略)																																										
5. <u>家庭動物</u> 対策	(略)																																										
(略)																																											
(略)																																											
5. <u>家庭動物</u> 対策																																											
震災編・第3章・第15節「5. <u>家庭動物</u> 対策」に準ずる。																																											
対策項目	担当部署および関係部・機関																																										
1. 保健衛生活動	(略)																																										
2. 栄養・食生活支援	(略)																																										
3. 防疫対策	(略)																																										
4. 飲料水の安全確保	(略)																																										
5. <u>ペット</u> 対策	(略)																																										
(略)																																											
(略)																																											
5. <u>ペット</u> 対策																																											
震災編・第3章・第15節「5. <u>ペット</u> 対策」に準ずる。																																											
風-3-28	関係機関の名称変更による修正	<p style="text-align: center;">第19節 ラインライン対策</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 1018 757 1051">対策項目</th> <th data-bbox="757 1018 1236 1051">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 1051 757 1085">1. 上水道</td> <td data-bbox="757 1051 1236 1085">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1085 757 1118">2. 下水道</td> <td data-bbox="757 1085 1236 1118">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1118 757 1152">3. 電力施設</td> <td data-bbox="757 1118 1236 1152">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1152 757 1185">4. ガス施設</td> <td data-bbox="757 1152 1236 1185"><u>東京ガスネットワーク(株)</u>、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1185 757 1219">5. 通信施設</td> <td data-bbox="757 1185 1236 1219">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1219 757 1252">6. 郵政事業</td> <td data-bbox="757 1219 1236 1252">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="477 1252 1236 1286">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上水道	(略)	2. 下水道	(略)	3. 電力施設	(略)	4. ガス施設	<u>東京ガスネットワーク(株)</u> 、京葉ガス(株)	5. 通信施設	(略)	6. 郵政事業	(略)	(略)		<p style="text-align: center;">第19節 ラインライン対策</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1267 1018 1547 1051">対策項目</th> <th data-bbox="1547 1018 2022 1051">担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1267 1051 1547 1085">1. 上水道</td> <td data-bbox="1547 1051 2022 1085">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 1085 1547 1118">2. 下水道</td> <td data-bbox="1547 1085 2022 1118">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 1118 1547 1152">3. 電力施設</td> <td data-bbox="1547 1118 2022 1152">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 1152 1547 1185">4. ガス施設</td> <td data-bbox="1547 1152 2022 1185"><u>東京ガス(株)</u>、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 1185 1547 1219">5. 通信施設</td> <td data-bbox="1547 1185 2022 1219">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 1219 1547 1252">6. 郵政事業</td> <td data-bbox="1547 1219 2022 1252">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1267 1252 2022 1286">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上水道	(略)	2. 下水道	(略)	3. 電力施設	(略)	4. ガス施設	<u>東京ガス(株)</u> 、京葉ガス(株)	5. 通信施設	(略)	6. 郵政事業	(略)	(略)									
対策項目	担当部署および関係部・機関																																										
1. 上水道	(略)																																										
2. 下水道	(略)																																										
3. 電力施設	(略)																																										
4. ガス施設	<u>東京ガスネットワーク(株)</u> 、京葉ガス(株)																																										
5. 通信施設	(略)																																										
6. 郵政事業	(略)																																										
(略)																																											
対策項目	担当部署および関係部・機関																																										
1. 上水道	(略)																																										
2. 下水道	(略)																																										
3. 電力施設	(略)																																										
4. ガス施設	<u>東京ガス(株)</u> 、京葉ガス(株)																																										
5. 通信施設	(略)																																										
6. 郵政事業	(略)																																										
(略)																																											
風-3-29	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;">第20節 公共土木施設対策</p> <p>3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策</p>	<p style="text-align: center;">第20節 公共土木施設対策</p> <p>3. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設応急対策</p>																																								

ページ	修正理由	修正案	現行																												
	語句の修正	(略) (2) 急傾斜地崩壊防止施設応急対策 ア 危険区域に位置する人家集落への通報 災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び 避難指示等 の手段により安全の確保に努める。 (略)	(略) (2) 急傾斜地崩壊防止施設応急対策 ア 危険区域に位置する人家集落への通報 災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び 避難勧告等 の手段により安全の確保に努める。 (略)																												
風-3-37	語句の修正	<p style="text-align: center;">第 27 節 竜巻等対策</p> 1. 竜巻情報の収集・伝達 (1) 竜巻情報等気象情報の収集 市は、竜巻注意情報が気象庁から伝達された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて 住民等 へ速やかな広報を行う。特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を周知する。 (略)	<p style="text-align: center;">第 27 節 竜巻等対策</p> 1. 竜巻情報の収集・伝達 (1) 竜巻情報等気象情報の収集 市は、竜巻注意情報が気象庁から伝達された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて 市民等 へ速やかな広報を行う。特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を周知する。																												
風-4-2	関係機関の名称変更による修正	<p style="text-align: center;">第 4 章 風水害等復旧・復興計画</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 生活関連施設等の復旧計画</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="477 995 1238 1248"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上下水道施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 電気施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. ガス施設</td> <td>東京ガスネットワーク(株)、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>4. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 公共土木施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上下水道施設	(略)	2. 電気施設	(略)	3. ガス施設	東京ガスネットワーク(株) 、京葉ガス(株)	4. 通信施設	(略)	5. 公共土木施設	(略)	(略)		<p style="text-align: center;">第 4 章 風水害等復旧・復興計画</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 生活関連施設等の復旧計画</p> <p>《計画の体系・担当》</p> <table border="1" data-bbox="1267 995 2029 1248"> <thead> <tr> <th>対策項目</th> <th>担当部署および関係部・機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 上下水道施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 電気施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3. ガス施設</td> <td>東京ガス(株)、京葉ガス(株)</td> </tr> <tr> <td>4. 通信施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5. 公共土木施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策項目	担当部署および関係部・機関	1. 上下水道施設	(略)	2. 電気施設	(略)	3. ガス施設	東京ガス(株) 、京葉ガス(株)	4. 通信施設	(略)	5. 公共土木施設	(略)	(略)	
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上下水道施設	(略)																														
2. 電気施設	(略)																														
3. ガス施設	東京ガスネットワーク(株) 、京葉ガス(株)																														
4. 通信施設	(略)																														
5. 公共土木施設	(略)																														
(略)																															
対策項目	担当部署および関係部・機関																														
1. 上下水道施設	(略)																														
2. 電気施設	(略)																														
3. ガス施設	東京ガス(株) 、京葉ガス(株)																														
4. 通信施設	(略)																														
5. 公共土木施設	(略)																														
(略)																															

ページ	修正理由	修正案	現行
大-1-1	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第4編 大規模事故編</p> <p style="text-align: center;">第1章 大規模火災対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>1. 目的 本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び災害時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。</p>	<p style="text-align: center;">第4編 大規模事故編</p> <p style="text-align: center;">第1章 大規模火災対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>1. 目的 本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び災害発生時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。</p>
大-1-6	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>7. 避難計画 (1) 災害時には、市及び印西警察署等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>7. 避難計画 (1) 発災時には、市及び印西警察署等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。 (略)</p>
大-2-1	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第2章 危険物等災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。</p> <p>1. 危険物 危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>2. 高圧ガス 高圧ガスによる災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>3. 火薬類</p>	<p style="text-align: center;">第2章 危険物等災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>本章は、石油等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。</p> <p>1. 危険物 危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>2. 高圧ガス 高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>3. 火薬類</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>火薬類による災害を予防し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>4. 毒物劇物 毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物営業者等、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。</p>	<p>火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>4. 毒物劇物 毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。</p>
大-2-3	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第2節 予防計画</p> <p>2. 高圧ガス (1) 事業所等 災害時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)</p> <p>3. 火薬類 (1) 事業所等 ア 警戒体制の整備 火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。 イ 防災体制の整備 災害時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)</p> <p>4. 毒物劇物 (1) 毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者 ア 毒物劇物取扱責任者の設置 毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。 イ 管理体制の整備 毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 予防計画</p> <p>2. 高圧ガス (1) 事業所等 災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)</p> <p>3. 火薬類 (1) 事業所等 ア 警戒体制の整備 火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。 イ 防災体制の整備 災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)</p> <p>4. 毒物劇物 (1) 毒物劇物製造業者及び届出が必要な業務上取扱者 ア 毒物劇物取扱責任者の設置 毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。 イ 管理体制の整備 毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>ウ 施設の保守点検 危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。</p> <p>エ 教育訓練の実施 危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。</p> <p>オ <u>届出が不要な業務上取扱者</u> <u>上記イからエ</u>により危害防止に努める。</p> <p>(2) 県（健康福祉センター（保健所）） <u>毒物劇物営業者及び業務上取扱者</u>に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。</p>	<p>理体制を整備する。</p> <p>ウ 施設の保守点検 <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u>、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。</p> <p>エ 教育訓練の実施 <u>毒物劇物営業者は</u>、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。</p> <p>オ <u>毒物劇物販売業者等届出が必要な業務上取扱者</u> <u>毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記アからウ</u>により危害防止に努める。</p> <p>(2) 県（健康福祉センター（保健所）） <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者等</u>に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。</p>
大-2-6	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>1. 危険物 (略) (2) 市、県その他関係機関 (略) エ 避難 市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。 (略)</p> <p>2. 高圧ガス (略) (2) 市、県、その他関係機関 (略) エ 被害の拡大防止措置及び避難 (7) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (イ) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。</p> <p>3. 火薬類 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>1. 危険物 (略) (2) 市、県その他関係機関 (略) エ 避難 市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、<u>勧告</u>、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。 (略)</p> <p>2. 高圧ガス (略) (2) 市、県、その他関係機関 (略) エ 被害の拡大防止措置及び避難 (7) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (イ) 市は、必要に応じ避難の<u>勧告</u>、指示を行う。</p> <p>3. 火薬類 (略)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(2) 市、県、その他関係機関 (略) ウ 被害の拡大防止措置及び避難 (7) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (イ) 市は、必要に応じ避難の指示を行う。 (ウ) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。 (略)</p> <p>4. 毒物劇物 (1) <u>毒物劇物営業者及び業務上取扱者等</u> ア 通報 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、県健康福祉センター（保健所）、県警察署、又は消防機関へ通報を行う。 イ 応急措置 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。 (2) 県、市町村その他関係機関 ア 緊急通報 県（健康福祉センター（保健所））、県警察及び消防機関は、<u>毒物劇物営業者及び業務上取扱者</u>から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。 (略) オ 避難 市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の指示を行う。</p>	<p>(2) 市、県、その他関係機関 (略) ウ 被害の拡大防止措置及び避難 (7) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (イ) 市は、必要に応じ避難の<u>勧告</u>、指示を行う。 (ウ) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。 (略)</p> <p>4. 毒物劇物 (1) <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者等</u> ア 通報 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、県健康福祉センター（保健所）、県警察署、又は消防機関へ通報を行う。 イ 応急措置 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。 (2) 県、市町村その他関係機関 ア 緊急通報 県（健康福祉センター（保健所））、県警察及び消防機関は、<u>毒物劇物製造業者及び輸入業者等</u>から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。 (略) オ 避難 市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の<u>勧告</u>・指示を行う。</p>
大-3-4	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第3章 航空機事故対策</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>6. 広 報 市は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は</p>	<p style="text-align: center;">第3章 航空機事故対策</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>6. 広 報 市は、災害応急対策実施の理解を求めため、報道機関を通じ、又は</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>防災行政無線及び広報車等により、周辺住民、旅客、送迎者に対して次のとおり広報を行う。</p> <p>(1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要</p> <p>(2) 避難の指示及び避難先の指示</p> <p>(3) 地域住民等への協力依頼</p> <p>(4) そのほか必要な事項</p>	<p>防災行政無線及び広報車等により、周辺住民、旅客、送迎者に対して次のとおり広報を行う。</p> <p>(1) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要</p> <p>(2) 避難の指示、<u>勧告</u>及び避難先の指示</p> <p>(3) 地域住民等への協力依頼</p> <p>(4) そのほか必要な事項</p>
大-4-3	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第4章 鉄道事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>5. 避難 列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難場所を開設する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 鉄道事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>5. 避難 列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、<u>避難勧告又は</u>避難指示を発令し、安全な地域に避難場所を開設する。</p>
大-5-1	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第5章 道路事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、<u>災害時</u>の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 道路事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>橋梁の落下、擁壁の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、災害の発生を防止し、また、<u>災害発生時</u>の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。</p>
大-5-3	千葉県地域防災計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>4. 流出危険物等の拡散防止等</p> <p>(1) 輸送事業者及び道路管理者等は、流出危険物等の防除活動を実施する。</p> <p>(2) 道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通規制を行う。</p> <p>(3) 市及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、地域住民等に対して<u>避難指示</u>及び立入禁止区域の設定等を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>4. 流出危険物等の拡散防止等</p> <p>(1) 輸送事業者及び道路管理者等は、流出危険物等の防除活動を実施する。</p> <p>(2) 道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通規制を行う。</p> <p>(3) 市及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、地域住民等に対して<u>避難勧告</u>及び立入禁止区域の設定等を行う。</p>
大-6-5	千葉県地域防災計画の修正による	<p style="text-align: center;">第6章 放射性物質事故対策</p> <p style="text-align: center;">第4節 放射性物質事故応急対策</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射性物質事故対策</p> <p style="text-align: center;">第4節 放射性物質事故応急対策</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		<p>2. 応急対策活動の実施 (略)</p> <p>(4) 避難等の防護対策 市は、県から緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報の提供を受けた場合は、地域住民に速やかに公開する。 また、国、県から必要に応じた退避・避難・一時移転の指示又は要請等を受けた場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、住民に対して「屋内退避」又は「避難」等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○ I L (運用上の介入レベル) と防護措置) 出典：原子力災害対策指針</p> <table border="1" data-bbox="474 608 1240 1382"> <thead> <tr> <th data-bbox="474 608 535 703"></th> <th data-bbox="535 608 618 703">基準の種類</th> <th data-bbox="618 608 745 703">基準の概要</th> <th data-bbox="745 608 1117 703">初期設定値*1</th> <th data-bbox="1117 608 1240 703">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="474 703 535 1289" rowspan="2">緊急防護措置</td> <td data-bbox="535 703 618 1289">OIL1</td> <td data-bbox="618 703 745 1289">地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td data-bbox="745 703 1117 1289">500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</td> <td data-bbox="1117 703 1240 1289">数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="535 1289 618 1382">OIL4</td> <td data-bbox="618 1289 745 1382">不注意な経口摂取、皮膚</td> <td data-bbox="745 1289 1117 1382">β 線：40,000 cpm*3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td> <td data-bbox="1117 1289 1240 1382">避難又は一時移転の基準に</td> </tr> </tbody> </table>		基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚	β 線：40,000 cpm*3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に	<p>2. 応急対策活動の実施 (略)</p> <p>(4) 避難等の防護対策 市は、県から緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報の提供を受けた場合は、地域住民に速やかに公開する。 また、国、県から必要に応じた退避・避難・一時移転の指示又は要請等を受けた場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、住民に対して「屋内退避」又は「避難」等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○ I L (運用上の介入レベル) と防護措置) 出典：原子力災害対策指針</p> <table border="1" data-bbox="1267 608 2033 1382"> <thead> <tr> <th data-bbox="1267 608 1328 703"></th> <th data-bbox="1328 608 1411 703">基準の種類</th> <th data-bbox="1411 608 1538 703">基準の概要</th> <th data-bbox="1538 608 1910 703">初期設定値*1</th> <th data-bbox="1910 608 2033 703">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1267 703 1328 1289" rowspan="2">緊急防護措置</td> <td data-bbox="1328 703 1411 1289">OIL1</td> <td data-bbox="1411 703 1538 1289">地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td data-bbox="1538 703 1910 1289">500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)</td> <td data-bbox="1910 703 2033 1289">数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 1289 1411 1382">OIL4</td> <td data-bbox="1411 1289 1538 1382">不注意な経口摂取、皮膚</td> <td data-bbox="1538 1289 1910 1382">β 線：40,000 cpm*3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)</td> <td data-bbox="1910 1289 2033 1382">避難基準に基づいて避難し</td> </tr> </tbody> </table>		基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚	β 線：40,000 cpm*3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難し
	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要																											
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																											
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚	β 線：40,000 cpm*3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に																											
	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要																											
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																											
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚	β 線：40,000 cpm*3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難し																											

ページ	修正理由	修正案				現行							
		早期防護措置	汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：13,000cpm*4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	早期防護措置	0IL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	早期防護措置	汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：13,000cpm*4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	た避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	0IL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準		20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。									

ページ	修正理由	修正案					現行						
		飲食物摂取制限	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h*6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	飲食物摂取制限	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h*6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率*2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準		核種*7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	OIL6		経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種*7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg*8	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg*8								
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg								
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg								
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg								
<p>*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。</p> <p>*2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当っては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m で</p>						<p>*1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。</p> <p>*2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当っては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m で</p>							

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>の線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p><u>OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</u></p> <p>*3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>*4 *3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。</p> <p>*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。</p> <p>*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p> <p>*9 IAEAでは、<u>飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3を設定しているが、我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p> <p>(5) 緊急時被ばく医療対策 県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等々の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。</p> <p>(6) 広報相談活動 放射性物質事故が発生した場合、<u>住民等</u>が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ<u>住民等</u>からの問い合わせに係る相談窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。</p>	<p>の線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>*3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>*4 *3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。</p> <p>*5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>*6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>*7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。</p> <p>*8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p> <p>*9 IAEAでは、<u>OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、またOIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p> <p>(5) 緊急時被ばく医療対策 県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等々の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。</p> <p>(6) 広報相談活動 放射性物質事故が発生した場合、<u>市民等</u>が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ<u>市民等</u>からの問い合わせに係る相談窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																													
資料-2	機関名称の変更等による修正	<p style="text-align: center;">白井市防災会議の構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 40%;">機関名</th> <th style="width: 45%;">役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第7号委員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京ガスネットワーク株式会社 千葉支社</td> <td>副支社長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第8号委員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>清水口第二住宅防災会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>白井ロジュマン自治会防災会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	役職	(略)	(略)	(略)	第7号委員	(略)	(略)	(略)	(略)	東京ガスネットワーク株式会社 千葉支社	副支社長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第8号委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	清水口第二住宅防災会	(略)	白井ロジュマン自治会防災会	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">白井市防災会議の構成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 40%;">機関名</th> <th style="width: 45%;">役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第7号委員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京ガス株式会社 東部導管事業部 千葉導管ネットワークセンター</td> <td>所長代理</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">第8号委員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>桜台6番街団地防災会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>アーバンエクセル白井C・D棟自主防災会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	役職	(略)	(略)	(略)	第7号委員	(略)	(略)	(略)	(略)	東京ガス株式会社 東部導管事業部 千葉導管ネットワークセンター	所長代理	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第8号委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	桜台6番街団地防災会	(略)	アーバンエクセル白井C・D棟自主防災会	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	機関名	役職																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																														
第7号委員	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	東京ガスネットワーク株式会社 千葉支社	副支社長																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
第8号委員	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	清水口第二住宅防災会	(略)																																																																														
	白井ロジュマン自治会防災会	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																														
区分	機関名	役職																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																														
第7号委員	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	東京ガス株式会社 東部導管事業部 千葉導管ネットワークセンター	所長代理																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
第8号委員	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	(略)	(略)																																																																														
	桜台6番街団地防災会	(略)																																																																														
	アーバンエクセル白井C・D棟自主防災会	(略)																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																														
(略)	(略)	(略)																																																																														
資料-9	機関名称の変更による修正及び関係機関の追加記載	<p style="text-align: center;">主な防災関係機関一覧 (危機管理課、令和4年12月)</p> <p>1. 千葉県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関名</th> <th style="width: 30%;">担当部局</th> <th style="width: 40%;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県庁</td> <td>防災対策課</td> <td>043-223-2175</td> </tr> <tr> <td>印旛地域振興事務所</td> <td>地域振興課</td> <td>043-483-1111</td> </tr> <tr> <td>印旛健康福祉センター</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1133</td> </tr> <tr> <td>印旛農業事務所</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1125</td> </tr> <tr> <td>印旛土木事務所</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1140</td> </tr> <tr> <td>葛南土木事務所</td> <td>総務課</td> <td>047-433-2421</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部局	電話番号	千葉県庁	防災対策課	043-223-2175	印旛地域振興事務所	地域振興課	043-483-1111	印旛健康福祉センター	総務課	043-483-1133	印旛農業事務所	総務課	043-483-1125	印旛土木事務所	総務課	043-483-1140	葛南土木事務所	総務課	047-433-2421	<p style="text-align: center;">主な防災関係機関一覧 (危機管理課、令和2年11月)</p> <p>1. 千葉県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関名</th> <th style="width: 30%;">担当部局</th> <th style="width: 40%;">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県庁</td> <td>危機管理課</td> <td>043-223-2175</td> </tr> <tr> <td>印旛地域振興事務所</td> <td>地域振興課</td> <td>043-483-1111</td> </tr> <tr> <td>印旛健康福祉センター</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1133</td> </tr> <tr> <td>印旛農業事務所</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1125</td> </tr> <tr> <td>印旛土木事務所</td> <td>総務課</td> <td>043-483-1140</td> </tr> <tr> <td>葛南土木事務所</td> <td>総務課</td> <td>047-433-2421</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部局	電話番号	千葉県庁	危機管理課	043-223-2175	印旛地域振興事務所	地域振興課	043-483-1111	印旛健康福祉センター	総務課	043-483-1133	印旛農業事務所	総務課	043-483-1125	印旛土木事務所	総務課	043-483-1140	葛南土木事務所	総務課	047-433-2421																																			
機関名	担当部局	電話番号																																																																														
千葉県庁	防災対策課	043-223-2175																																																																														
印旛地域振興事務所	地域振興課	043-483-1111																																																																														
印旛健康福祉センター	総務課	043-483-1133																																																																														
印旛農業事務所	総務課	043-483-1125																																																																														
印旛土木事務所	総務課	043-483-1140																																																																														
葛南土木事務所	総務課	047-433-2421																																																																														
機関名	担当部局	電話番号																																																																														
千葉県庁	危機管理課	043-223-2175																																																																														
印旛地域振興事務所	地域振興課	043-483-1111																																																																														
印旛健康福祉センター	総務課	043-483-1133																																																																														
印旛農業事務所	総務課	043-483-1125																																																																														
印旛土木事務所	総務課	043-483-1140																																																																														
葛南土木事務所	総務課	047-433-2421																																																																														

ページ	修正理由	修正案			現行		
		企業局船橋水道事務所 千葉ニュー タウン支所	工務課	0476-46-3514	企業局船橋水道事務所 千葉ニュー タウン支所	工務課	0476-46-3514
		手賀沼下水道事務所	総務用地課	04-7143-9104	手賀沼下水道事務所	総務用地課	04-7143-9104
		2. 指定地方行政機関			2. 指定地方行政機関		
		機関名	担当部局	電話番号	機関名	担当部局	電話番号
		<u>関東管区警察局</u>	<u>広域調整部広域調整 第二課</u>	<u>048-600-6000</u>	関東総合通信局	総務課	03-6238-1600
		関東総合通信局	総務課	03-6238-1600	関東財務局 千葉財務事務所	総務課	043-251-7212
		<u>北関東防衛局</u>	<u>地方協力基盤整備課</u>	<u>048-600-1811</u>	千葉労働局	安全衛生課	043-221-4312
		関東財務局 千葉財務事務所	総務課	043-251-7212	関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室総括チ ーム	043-224-5611
		<u>関東信越厚生局</u>	<u>総務課</u>	<u>048-740-0705</u>	関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画部門	043-242-7336
		千葉労働局	安全衛生課	043-221-4312	関東地方整備局 利根川下流 河川事務所	管理課	0478-52-6368
		関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室総括チ ーム	043-224-5611	関東地方整備局 千葉国道事 務所	柏維持修繕出張所	04-7143-4230
		関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画部門	043-242-7336	東京管区气象台 銚子地方気 象台	防災管理官	0479-23-7705
		関東地方整備局 利根川下流 河川事務所	管理課	0478-52-6368			
		関東地方整備局 千葉国道事 務所	柏維持修繕出張所	04-7143-4230			
		東京管区气象台 銚子地方気 象台	防災管理官	0479-23-7705			

ページ	修正理由	修正案	現行																																																												
		<p>3. 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="472 288 1240 788"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部局</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 千葉県支部</td> <td>救護福祉課</td> <td>43-241-7531</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 千葉放送局</td> <td></td> <td>043-203-0597</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 千葉事業部</td> <td>千葉災害対策室</td> <td>043-211-8652</td> </tr> <tr> <td>日本郵便(株)</td> <td>白井郵便局</td> <td>047-491-3033</td> </tr> <tr> <td><u>東京ガスネットワーク(株)</u></td> <td><u>千葉支社</u></td> <td><u>043-243-8444</u></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) 千葉支店</td> <td></td> <td>043-226-7600</td> </tr> <tr> <td>佐川急便(株)</td> <td>八千代営業所</td> <td>047-458-1123</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社</td> <td></td> <td>03-6375-9803</td> </tr> <tr> <td>(株)NTTドコモ 千葉支店</td> <td>ネットワーク部</td> <td>043-301-0500</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部局	電話番号	日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	43-241-7531	日本放送協会 千葉放送局		043-203-0597	東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652	日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033	<u>東京ガスネットワーク(株)</u>	<u>千葉支社</u>	<u>043-243-8444</u>	日本通運(株) 千葉支店		043-226-7600	佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123	東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社		03-6375-9803	(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0500	<p>3. 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1263 288 2029 788"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>担当部局</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本赤十字社 千葉県支部</td> <td>救護福祉課</td> <td>43-241-7531</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 千葉放送局</td> <td></td> <td>043-203-0597</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 千葉事業部</td> <td>千葉災害対策室</td> <td>043-211-8652</td> </tr> <tr> <td>日本郵便(株)</td> <td>白井郵便局</td> <td>047-491-3033</td> </tr> <tr> <td><u>東京ガス(株) 東部導管事業部</u></td> <td><u>千葉導管ネットワークセンター</u></td> <td><u>043-225-4071</u></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) 千葉支店</td> <td></td> <td>043-226-7600</td> </tr> <tr> <td>佐川急便(株)</td> <td>八千代営業所</td> <td>047-458-1123</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社</td> <td></td> <td>03-6375-9803</td> </tr> <tr> <td>(株)NTTドコモ 千葉支店</td> <td>ネットワーク部</td> <td>043-301-0500</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	担当部局	電話番号	日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	43-241-7531	日本放送協会 千葉放送局		043-203-0597	東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652	日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033	<u>東京ガス(株) 東部導管事業部</u>	<u>千葉導管ネットワークセンター</u>	<u>043-225-4071</u>	日本通運(株) 千葉支店		043-226-7600	佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123	東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社		03-6375-9803	(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0500
機関名	担当部局	電話番号																																																													
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	43-241-7531																																																													
日本放送協会 千葉放送局		043-203-0597																																																													
東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652																																																													
日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033																																																													
<u>東京ガスネットワーク(株)</u>	<u>千葉支社</u>	<u>043-243-8444</u>																																																													
日本通運(株) 千葉支店		043-226-7600																																																													
佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123																																																													
東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社		03-6375-9803																																																													
(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0500																																																													
機関名	担当部局	電話番号																																																													
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	43-241-7531																																																													
日本放送協会 千葉放送局		043-203-0597																																																													
東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652																																																													
日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033																																																													
<u>東京ガス(株) 東部導管事業部</u>	<u>千葉導管ネットワークセンター</u>	<u>043-225-4071</u>																																																													
日本通運(株) 千葉支店		043-226-7600																																																													
佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123																																																													
東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社		03-6375-9803																																																													
(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0500																																																													
資料-15	<p>県要綱改正による修正及び条文の全文表記への変更</p>	<p style="text-align: center;">千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋） 平成 29 年 7 月 1 日施行</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局及び千葉県国民保護対策本部等事務局並びに千葉県危機管理体制運用方針に規定する危機対応のための対策本部（以下、「千葉県対策本部」という。）事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表 1 のとおりとする。</p> <p>(事案の定義及び基準)</p> <p><u>第三条 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために</u></p>	<p style="text-align: center;">千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋） 平成 29 年 7 月 1 日施行</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局又は千葉県国民保護等対策本部事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表 1 のとおりとする。</p> <p><u>第三条 (条文の全文表記への変更による追記)</u></p>																																																												

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表1「事案登録基準」とおとしする。</u></p> <p>(報告の種類と時期)</p> <p>第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」とおとしする。</p> <p>(報告方法)</p> <p>第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステム <u>(物資に関する報告を行う場合については物資調達・輸送調整等支援システム。以下この条において同じ。)</u>を使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。</p> <p>(情報の正確性)</p> <p>第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。</p> <p>(対象範囲)</p> <p>第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。</p> <p>(情報の取扱)</p> <p>第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。</p> <p><u>(システムによる情報共有)</u></p> <p><u>第九条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。</u></p> <p><u>(報道発表等による情報共有)</u></p> <p><u>第十条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁 Web サイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への</u></p>	<p>(報告の種類と時期)</p> <p>第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」とおとしする。</p> <p>(報告方法)</p> <p>第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。</p> <p>(情報の正確性)</p> <p>第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。</p> <p>(対象範囲)</p> <p>第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。</p> <p>(情報の取扱)</p> <p>第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。</p> <p><u>第九条～第十五条 (条文の全文表記への変更による追記)</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>情報提供を行う。</u> <u>(個人情報保護に関する特例)</u> <u>第十一条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。</u> <u>(情報共有に関する事務及びシステムの運用)</u> <u>第十二条 情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行う。</u> <u>(物資資源管理情報に関する事務)</u> <u>第十三条 物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。</u> <u>(避難所等情報に関する事務)</u> <u>第十四条 避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。</u> <u>(システムのメンテナンス)</u> <u>第十五条 情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム班が行う。</u> (システム、電話等) 第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部署及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。 <u>(現地への職員の派遣)</u> <u>第十七条 現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣されることで現地の情報を収集する。</u> <u>(航空機)</u> <u>第十八条 航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた規定等に基づいて依頼する。</u> <u>一 陸上自衛隊</u> <u>二 海上自衛隊</u> <u>三 千葉県警察本部</u> <u>四 千葉市消防局 (緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部)</u></p>	<p>(システム、電話等) 第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部署及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。 <u>第十七条～第二十四条 (条文の全文表記への変更による追記)</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>五 海上保安庁</u></p> <p><u>六 その他</u></p> <p><u>(その他の手段)</u></p> <p><u>第十九条 情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあらゆる手段を用いて必要な情報を収集する。</u></p> <p><u>(災害対策本部等設置前の対応)</u></p> <p><u>第二十条 千葉県災害対策本部若しくは千葉県国民保護対策本部等又は千葉県対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局（事務局に置く各班を含む。）とあるものは、千葉県地域防災計画に基づく対応は防災対策課、千葉県国民保護計画及び千葉県危機管理体制運用方針に基づく対応は危機管理政策課と読み換えるものとする。</u></p> <p><u>(即時報告)</u></p> <p><u>第二十一条 各部または各支部は、所管する課または出先機関について別表1「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。</u></p> <p><u>(随時報告)</u></p> <p><u>第二十二条 各部または各支部は、別表2、3に規定する報告内容を覚知した場合は直ちに報告する。</u></p> <p><u>(報告内容)</u></p> <p><u>第二十三条 各部で報告する内容とその所管課、指定様式は別表2のとおり。</u></p> <p><u>(支部災害派遣職員)</u></p> <p><u>第二十四条 各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に報告する。</u></p> <p>(情報の報告窓口)</p> <p>第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。</p> <p>(報告様式)</p>	<p>(情報の報告窓口)</p> <p>第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。</p> <p>(報告様式)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		<p>第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表3のとおり。 (認定のない情報の報告)</p> <p>第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。 (被害情報の認定)</p> <p>第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。</p>	<p>第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表3のとおり。 (認定のない情報の報告)</p> <p>第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。 (被害情報の認定)</p> <p>第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。</p>																												
資料-16	<p>県要綱改正による修正及び条文の全文表記への変更</p>	<p>別表1 用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="488 719 1234 1372"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告</td> <td>事務局が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。</td> </tr> <tr> <td>情報共有</td> <td>事務局及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。</td> </tr> <tr> <td>システム</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事案登録</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事案登録基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報告の種類と時期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。 ・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を </td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	報告	事務局が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。	情報共有	事務局及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。	システム	(略)	事案登録	(略)	事案登録基準	(略)	報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> ・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。 ・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を 	<p>別表1 用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="1279 719 2024 1372"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告</td> <td>事務局 <u>(または危機管理課)</u> が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。</td> </tr> <tr> <td>情報共有</td> <td>事務局 <u>(または危機管理課)</u> 及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。</td> </tr> <tr> <td>システム</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事案登録</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事案登録基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報告の種類と時期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。 ・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を </td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	報告	事務局 <u>(または危機管理課)</u> が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。	情報共有	事務局 <u>(または危機管理課)</u> 及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。	システム	(略)	事案登録	(略)	事案登録基準	(略)	報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> ・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。 ・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を
用語	定義																														
報告	事務局が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。																														
情報共有	事務局及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。																														
システム	(略)																														
事案登録	(略)																														
事案登録基準	(略)																														
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> ・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。 ・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を 																														
用語	定義																														
報告	事務局 <u>(または危機管理課)</u> が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。																														
情報共有	事務局 <u>(または危機管理課)</u> 及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。																														
システム	(略)																														
事案登録	(略)																														
事案登録基準	(略)																														
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> ・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告(各部、各支部及び市町村)。 ・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告(原則として午前10時及び午後3時時点での情報を 																														

ページ	修正理由	修正案	現行															
		<p>30 分以内)。 ・【平時報告】 事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は<u>防災対策課</u>が別途指定する。</p> <p>物資資源管理情報 (略)</p> <p>避難所等情報 災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。 ・避難所 (<u>指定外含む</u>) の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・緊急避難場所 (指定外含む) の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。</p>	<p>30 分以内)。 ・【平時報告】 事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は<u>危機管理課</u>が別途指定する。</p> <p>物資資源管理情報 (略)</p> <p>避難所等情報 災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。 ・避難所の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・緊急避難場所 (指定外含む) の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。</p>															
		<p><u>別表2 各部局における報告一覧表</u></p> <p>※印：参考様式【その他】を使用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所管課</th> <th>報告内容</th> <th>報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学事課</td> <td>各私立学校 (園) に関する情報</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水政課</td> <td>水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報 (企業局管轄分を除く)。</td> <td>参考様式 【水政課・企業局】</td> </tr> <tr> <td>空港地域振興課</td> <td>航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>交通計画課</td> <td>県内鉄道の被害及び運行状況</td> <td>参考様式 【交通計画課】</td> </tr> </tbody> </table>	所管課	報告内容	報告様式	学事課	各私立学校 (園) に関する情報	※	水政課	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報 (企業局管轄分を除く)。	参考様式 【水政課・企業局】	空港地域振興課	航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。	※	交通計画課	県内鉄道の被害及び運行状況	参考様式 【交通計画課】	<p><u>別表2 (条文の全文表記への変更による追記)</u></p>
所管課	報告内容	報告様式																
学事課	各私立学校 (園) に関する情報	※																
水政課	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報 (企業局管轄分を除く)。	参考様式 【水政課・企業局】																
空港地域振興課	航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。	※																
交通計画課	県内鉄道の被害及び運行状況	参考様式 【交通計画課】																

ページ	修正理由	修正案		現行
		<u>健康福祉政策課</u>	<u>部内各課が必要とする物資及び資機材情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）</u>	※
		<u>医療整備課</u>	<u>DMATの活動に関する情報</u>	参考様式 <u>【医療整備課（DMAT）】</u>
			<u>病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報</u>	参考様式 <u>【医療整備課（病院）】</u>
		<u>薬務課</u>	<u>県の医薬品備蓄量、市町村の医薬品必要情報</u>	参考様式 <u>【薬務課】</u>
		<u>大気保全課</u>	<u>大気汚染等事故情報、放射性物質事故情報、光化学スモッグ注意報等大気汚染緊急時情報、光化学スモッグ被害情報、東京湾沿岸広域異臭発生情報</u>	参考様式 <u>【大気保全課】</u>
		<u>水質保全課</u>	<u>異常水質情報</u>	参考様式 <u>【水質保全課】</u>
		<u>自然保護課</u>	<u>野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報</u>	※
		<u>農林水産政策課</u>	<u>農林水産被害情報</u>	参考様式 <u>【農林水産部】</u>
		<u>畜産課</u>	<u>急性悪性家畜伝染病発生情報</u>	参考様式 <u>【畜産課】</u>
		<u>県土整備政策課</u>	<u>公共土木施設被害情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）</u>	参考様式 <u>【県土整備部】</u>
		<u>道路環境課</u>	<u>道路被害情報及び通行規制情報</u>	参考様式

ページ	修正理由	修正案	現行																														
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td><u>報</u></td> <td><u>【県土整備部】</u></td> </tr> <tr> <td><u>河川環境課</u></td> <td><u>水防・土砂災害情報</u></td> <td><u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u></td> </tr> <tr> <td><u>港湾課</u></td> <td><u>港湾施設被害情報</u></td> <td><u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u></td> </tr> <tr> <td><u>下水道課</u></td> <td><u>下水道施設被害情報</u></td> <td><u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u></td> </tr> <tr> <td><u>企業局</u></td> <td><u>水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報及び応急給水資機材情報（企業局管轄分）</u></td> <td><u>参考様式</u> <u>【水政課・企業局】</u></td> </tr> <tr> <td><u>病院局</u></td> <td><u>県立病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報</u></td> <td><u>※</u></td> </tr> <tr> <td><u>教育庁</u></td> <td><u>文教施設被害及び公立学校の避難所状況（千葉市立を除く公立小・中・高・特別支援学校）</u></td> <td><u>※</u></td> </tr> <tr> <td><u>関係課</u></td> <td><u>消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）</u></td> <td><u>消防庁様式（災害即報4号様式）</u></td> </tr> </table>		<u>報</u>	<u>【県土整備部】</u>	<u>河川環境課</u>	<u>水防・土砂災害情報</u>	<u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u>	<u>港湾課</u>	<u>港湾施設被害情報</u>	<u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u>	<u>下水道課</u>	<u>下水道施設被害情報</u>	<u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u>	<u>企業局</u>	<u>水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報及び応急給水資機材情報（企業局管轄分）</u>	<u>参考様式</u> <u>【水政課・企業局】</u>	<u>病院局</u>	<u>県立病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報</u>	<u>※</u>	<u>教育庁</u>	<u>文教施設被害及び公立学校の避難所状況（千葉市立を除く公立小・中・高・特別支援学校）</u>	<u>※</u>	<u>関係課</u>	<u>消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）</u>	<u>消防庁様式（災害即報4号様式）</u>							
	<u>報</u>	<u>【県土整備部】</u>																															
<u>河川環境課</u>	<u>水防・土砂災害情報</u>	<u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u>																															
<u>港湾課</u>	<u>港湾施設被害情報</u>	<u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u>																															
<u>下水道課</u>	<u>下水道施設被害情報</u>	<u>参考様式</u> <u>【県土整備部】</u>																															
<u>企業局</u>	<u>水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報及び応急給水資機材情報（企業局管轄分）</u>	<u>参考様式</u> <u>【水政課・企業局】</u>																															
<u>病院局</u>	<u>県立病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報</u>	<u>※</u>																															
<u>教育庁</u>	<u>文教施設被害及び公立学校の避難所状況（千葉市立を除く公立小・中・高・特別支援学校）</u>	<u>※</u>																															
<u>関係課</u>	<u>消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）</u>	<u>消防庁様式（災害即報4号様式）</u>																															
		<p>別表3 市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告内容</th> <th>組織名</th> <th>報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害に関する情報</td> <td>市町村、消防本部、警察本部</td> <td>様式1（人的被害）</td> </tr> <tr> <td>住家等被害に関する情報</td> <td>市町村、消防本部、警察本部</td> <td>様式2（住家等被害）</td> </tr> <tr> <td>交通規制・道路被害に関する情報</td> <td>市町村、消防本部、警察本部</td> <td>様式3（交通規制・道路被害）</td> </tr> <tr> <td>その他の被害に関する情報</td> <td>市町村、消防本部、警察本部</td> <td>様式4（その他の被害）</td> </tr> </tbody> </table>	報告内容	組織名	報告様式	人的被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式1（人的被害）	住家等被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式2（住家等被害）	交通規制・道路被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式3（交通規制・道路被害）	その他の被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式4（その他の被害）	<p>別表3 市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告内容</th> <th>組織名</th> <th>報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害に関する情報</td> <td>市町村、消防本部、警察本部</td> <td>様式1（人的被害）</td> </tr> <tr> <td>住家等被害に関する情報</td> <td>市町村、消防本部、警察本部</td> <td>様式2（住家等被害）</td> </tr> <tr> <td>交通規制・道路被害に関する情報</td> <td>市町村、消防本部、警察本部</td> <td>様式3（交通規制・道路被害）</td> </tr> <tr> <td>その他の被害に関する情報</td> <td>市町村、消防本部、警察本部</td> <td>様式4（その他の被害）</td> </tr> </tbody> </table>	報告内容	組織名	報告様式	人的被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式1（人的被害）	住家等被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式2（住家等被害）	交通規制・道路被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式3（交通規制・道路被害）	その他の被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式4（その他の被害）
報告内容	組織名	報告様式																															
人的被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式1（人的被害）																															
住家等被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式2（住家等被害）																															
交通規制・道路被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式3（交通規制・道路被害）																															
その他の被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式4（その他の被害）																															
報告内容	組織名	報告様式																															
人的被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式1（人的被害）																															
住家等被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式2（住家等被害）																															
交通規制・道路被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式3（交通規制・道路被害）																															
その他の被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式4（その他の被害）																															

ページ	修正理由	修正案			現行		
		る情報	警察本部	害)	る情報	警察本部	害)
		避難 <u>指示</u> 等に関する情報	市町村	様式 5 (避難 <u>指示</u> 等)	避難 <u>勧告</u> 等に関する情報	市町村	様式 5 (避難 <u>勧告</u> 等)
		物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)	物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
		避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)	避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
		消防庁が指定する災害に関する情報(災害年報関係)	市町村	消防庁様式(災害即報4号様式)	消防庁が指定する災害に関する情報(災害年報関係)	市町村	消防庁様式(災害即報4号様式)

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																																																																																		
資料-21	最新の情報に更新及び語句の修正	<p style="text-align: center;">気象警報・注意報の発表基準 (銚子地方気象台、<u>令和4年11月24日</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">白井市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">千葉県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">北西部</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">印旛</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨</td> <td>浸水害</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>133</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">洪水</td> <td colspan="2">流域雨量指数基準</td> <td>神崎川流域=5.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定河川洪水予報よる基準</td> <td>利根川中流部〔取手・押付〕</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12 時間降雪の深さ 10 cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center; vertical-align: middle;">注意報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td colspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td colspan="2"><u>97</u></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">神崎川流域=4.5</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">13m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12 時間降雪の深さ 5 cm</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予測される場合</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td colspan="2">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="3">最小湿度 30%、実効湿度 60%以下</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="3">夏季(最低気温):銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">4 月 1 日~5 月 31 日の期間に最低気温 <u>4℃</u> 以下</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="3">著しい着氷(雪)が想定される場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1 時間雨量</td> <td colspan="2">100 mm</td> </tr> </table>	白井市	府県予報区	千葉県		一次細分区域	北西部		市町村等をまとめた地域	印旛		警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20	土砂災害	土壌雨量指数基準	<u>133</u>	洪水	流域雨量指数基準		神崎川流域=5.7	指定河川洪水予報よる基準		利根川中流部〔取手・押付〕	暴風	平均風速	20m/s		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		土壌雨量指数基準	<u>97</u>		洪水	流域雨量指数基準	神崎川流域=4.5		強風	平均風速	13m/s		風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm		雷	落雷等により被害が予測される場合			濃霧	視程	100m		乾燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%以下			低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下			霜	4 月 1 日~5 月 31 日の期間に最低気温 <u>4℃</u> 以下			着氷・着雪	著しい着氷(雪)が想定される場合			記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm		<p style="text-align: center;">気象警報・注意報の発表基準 (銚子地方気象台、<u>令和2年8月6日</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">白井市</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">千葉県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">北西部</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">印旛</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">警報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨</td> <td>浸水害</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>143</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">洪水</td> <td colspan="2">流域雨量指数基準</td> <td>神崎川流域=5.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定河川洪水予報よる基準</td> <td>利根川中流部〔取手・押付〕</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12 時間降雪の深さ 10 cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="11" style="text-align: center; vertical-align: middle;">注意報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td colspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td colspan="2"><u>118</u></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td colspan="2">神崎川流域=4.5</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">13m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td colspan="2">13m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>降雪の深さ</td> <td colspan="2">12 時間降雪の深さ 5 cm</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="3">落雷等により被害が予測される場合</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td colspan="2">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="3">最小湿度 30%、実効湿度 60%以下</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="3">夏季(最低気温):銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="3">4 月 1 日~5 月 31 日の期間に最低気温 <u>4 度</u> 以下</td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪</td> <td colspan="3">著しい着氷(雪)が想定される場合</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1 時間雨量</td> <td colspan="2">100 mm</td> </tr> </table>	白井市	府県予報区	千葉県		一次細分区域	北西部		市町村等をまとめた地域	印旛		警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20	土砂災害	土壌雨量指数基準	<u>143</u>	洪水	流域雨量指数基準		神崎川流域=5.7	指定河川洪水予報よる基準		利根川中流部〔取手・押付〕	暴風	平均風速	20m/s		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm		注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		土壌雨量指数基準	<u>118</u>		洪水	流域雨量指数基準	神崎川流域=4.5		強風	平均風速	13m/s		風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm		雷	落雷等により被害が予測される場合			濃霧	視程	100m		乾燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%以下			低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下			霜	4 月 1 日~5 月 31 日の期間に最低気温 <u>4 度</u> 以下			着氷・着雪	著しい着氷(雪)が想定される場合			記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm	
白井市	府県予報区	千葉県																																																																																																																																																																																			
	一次細分区域	北西部																																																																																																																																																																																			
	市町村等をまとめた地域	印旛																																																																																																																																																																																			
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20																																																																																																																																																																																	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	<u>133</u>																																																																																																																																																																																	
	洪水	流域雨量指数基準		神崎川流域=5.7																																																																																																																																																																																	
		指定河川洪水予報よる基準		利根川中流部〔取手・押付〕																																																																																																																																																																																	
	暴風	平均風速	20m/s																																																																																																																																																																																		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm																																																																																																																																																																																		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																																		
		土壌雨量指数基準	<u>97</u>																																																																																																																																																																																		
	洪水	流域雨量指数基準	神崎川流域=4.5																																																																																																																																																																																		
	強風	平均風速	13m/s																																																																																																																																																																																		
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm																																																																																																																																																																																		
	雷	落雷等により被害が予測される場合																																																																																																																																																																																			
	濃霧	視程	100m																																																																																																																																																																																		
	乾燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%以下																																																																																																																																																																																			
	低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下																																																																																																																																																																																			
	霜	4 月 1 日~5 月 31 日の期間に最低気温 <u>4℃</u> 以下																																																																																																																																																																																			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が想定される場合																																																																																																																																																																																				
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm																																																																																																																																																																																			
白井市	府県予報区	千葉県																																																																																																																																																																																			
	一次細分区域	北西部																																																																																																																																																																																			
	市町村等をまとめた地域	印旛																																																																																																																																																																																			
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20																																																																																																																																																																																	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	<u>143</u>																																																																																																																																																																																	
	洪水	流域雨量指数基準		神崎川流域=5.7																																																																																																																																																																																	
		指定河川洪水予報よる基準		利根川中流部〔取手・押付〕																																																																																																																																																																																	
	暴風	平均風速	20m/s																																																																																																																																																																																		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 cm																																																																																																																																																																																		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																																																																																																																																																		
		土壌雨量指数基準	<u>118</u>																																																																																																																																																																																		
	洪水	流域雨量指数基準	神崎川流域=4.5																																																																																																																																																																																		
	強風	平均風速	13m/s																																																																																																																																																																																		
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm																																																																																																																																																																																		
	雷	落雷等により被害が予測される場合																																																																																																																																																																																			
	濃霧	視程	100m																																																																																																																																																																																		
	乾燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%以下																																																																																																																																																																																			
	低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下																																																																																																																																																																																			
	霜	4 月 1 日~5 月 31 日の期間に最低気温 <u>4 度</u> 以下																																																																																																																																																																																			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が想定される場合																																																																																																																																																																																				
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm																																																																																																																																																																																			

ページ	修正理由	修正案	現行																								
		<p style="text-align: center;">特別警報の発表基準 (気象庁、<u>令和4年8月</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現象の種類</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td><u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</u></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報〈震度6弱以上〉を特別警報に位置付ける。)</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	処理すべき事務又は業務の大綱	大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</u>	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報〈震度6弱以上〉を特別警報に位置付ける。)	<p style="text-align: center;">特別警報の発表基準 (気象庁、<u>平成25年8月</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現象の種類</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td><u>台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</u></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報〈震度6弱以上〉を特別警報に位置付ける。)</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	処理すべき事務又は業務の大綱	大雨	<u>台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</u>	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報〈震度6弱以上〉を特別警報に位置付ける。)
現象の種類	処理すべき事務又は業務の大綱																										
大雨	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</u>																										
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。																										
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。																										
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。																										
地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報〈震度6弱以上〉を特別警報に位置付ける。)																										
現象の種類	処理すべき事務又は業務の大綱																										
大雨	<u>台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。</u>																										
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。																										
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。																										
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。																										
地震	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報〈震度6弱以上〉を特別警報に位置付ける。)																										
資料-25	要綱改正による修正	<p style="text-align: center;">白井市防災資機材等交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、地域住民が自主防災組織（以下「組織」という。）の育成を図るため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、当該組織に対し防災資機材等の交付をする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自主防災組織 自治会、区、町会又は地理的に一団地を形成する地域住民等を単位として、自主的な防災活動を目的に概ね30世帯以上で結成される団体であつて、市長に自主防災組織設立届出書（別記第1号様式）の提出があつたものをいう。</p>	<p style="text-align: center;">白井市防災資機材等交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市長は、地域住民が自主防災組織（以下「組織」という。）の育成を図るため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、当該組織に対し防災資機材等の交付をする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自主防災組織 自治会、区、町会又は地理的に一団地を形成する地域住民等を単位として、自主的な防災活動を目的に概ね30世帯以上で結成される団体であつて、市長に自主防災組織設立届出書（別記第1号様式）の提出があつたものをいう。</p>																								

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>二 地区防災計画 組織が地震その他の災害に際して迅速かつ適切な防災活動ができるよう、あらかじめ必要な事項を定めたものをいう。 (交付資機材等)</p> <p>第3条 市長が交付する防災資機材の種目及び1組織あたりに交付する防災資機材等整備経費の限度額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 組織に市長が交付する防災資機材を格納する施設がないときは、格納庫の交付を行うことができる。ただし、格納庫を設置する用地は、当該組織において用意しなければならない。</p> <p>3 前2項の防災資機材等の交付は、1組織につき1回限りとする。 (交付申請)</p> <p>第4条 前条に規定する防災資機材等の交付を受けようとする組織（以下「申請者」という。）は、自主防災資機材等交付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>一 自主防災組織の規約、構成員名簿及び組織図</p> <p>二 地区防災計画書及び年間事業計画書</p> <p>三 その他市長が必要と認めるもの (交付決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、自主防災資機材等交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。 (交付の条件)</p> <p>第6条 申請者は、防災資機材等の交付を受けるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 防災資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう適正な維持管理を行うこと。</p> <p>二 防災資機材を利用した防災訓練を行うこと。</p> <p>三 防災資機材等に係る修理、補充、交換等は、申請者の負担により行うこと。</p> <p>四 防災資機材等は、他に譲渡してはならない。</p>	<p>二 地区防災計画 組織が地震その他の災害に際して迅速かつ適切な防災活動ができるよう、あらかじめ必要な事項を定めたものをいう。 (交付資機材等)</p> <p>第3条 市長が交付する防災資機材の種目及び1組織あたりに交付する防災資機材等整備経費の限度額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 組織に防災資機材を格納する施設がないときは、格納庫の交付を行うことができる。ただし、格納庫を設置する用地は、当該組織において用意しなければならない。</p> <p>3 前2項の防災資機材等の交付は、1組織につき1回限りとする。 (交付申請)</p> <p>第4条 前条に規定する防災資機材等の交付を受けようとする組織（以下「申請者」という。）は、自主防災資機材等交付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>一 自主防災組織の規約、構成員名簿及び組織図</p> <p>二 地区防災計画書及び年間事業計画書</p> <p>三 その他市長が必要と認めるもの (交付決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、自主防災資機材等交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。 (交付の条件)</p> <p>第6条 申請者は、防災資機材等の交付を受けるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 防災資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう適正な維持管理を行うこと。</p> <p>二 防災資機材を利用した防災訓練を行うこと。</p> <p>三 防災資機材等に係る修理、補充、交換等は、申請者の負担により行うこと。</p> <p>四 防災資機材等は、他に譲渡してはならない。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																								
		<p>(資機材等の交付及び受理)</p> <p>第7条 申請者は、防災資機材等の交付を受けたときは、自主防災資機材等受領書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(交付決定等の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、組織が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による交付決定を取消し、又は交付した資機材等の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 虚偽又は不正な手段により交付決定又は防災資機材等の交付を受けたとき。</p> <p>二 組織を解散したとき。</p> <p>三 第6条各号に掲げる事項に反したとき。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 <略></p> <p>別表（第3条第1項）</p> <table border="1" data-bbox="504 879 1234 1315"> <thead> <tr> <th rowspan="3">交付対象防災資機材等の種目</th> <th colspan="4">交付防災資機材等整備経費の限度額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">基準（世帯数）</th> <th colspan="2">限度額（千円）</th> </tr> <tr> <th>格納庫を含まない場合</th> <th>格納庫を含む場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ</td> <td>1</td> <td>100以下</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>101～200</td> <td>500</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象防災資機材等の種目	交付防災資機材等整備経費の限度額				区分	基準（世帯数）	限度額（千円）		格納庫を含まない場合	格納庫を含む場合	消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ	1	100以下	400	500	2	101～200	500	600	<p>(資機材等の交付及び受理)</p> <p>第7条 申請者は、防災資機材等の交付を受けたときは、自主防災資機材等受領書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(交付決定等の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、組織が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による交付決定を取消し、又は交付した資機材等の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 虚偽又は不正な手段により交付決定又は防災資機材等の交付を受けたとき。</p> <p>二 組織を解散したとき。</p> <p>三 第6条各号に掲げる事項に反したとき。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 <略></p> <p>別表（第3条第1項）</p> <table border="1" data-bbox="1294 879 2024 1315"> <thead> <tr> <th rowspan="3">交付対象防災資機材等の種目</th> <th colspan="4">交付防災資機材等整備経費の限度額</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">基準（世帯数）</th> <th colspan="2">限度額（千円）</th> </tr> <tr> <th>格納庫を含まない場合</th> <th>格納庫を含む場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ</td> <td>1</td> <td>100以下</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>101～200</td> <td>500</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象防災資機材等の種目	交付防災資機材等整備経費の限度額				区分	基準（世帯数）	限度額（千円）		格納庫を含まない場合	格納庫を含む場合	消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ	1	100以下	400	500	2	101～200	500	600
交付対象防災資機材等の種目	交付防災資機材等整備経費の限度額																																										
	区分	基準（世帯数）		限度額（千円）																																							
			格納庫を含まない場合	格納庫を含む場合																																							
消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ	1	100以下	400	500																																							
	2	101～200	500	600																																							
交付対象防災資機材等の種目	交付防災資機材等整備経費の限度額																																										
	区分	基準（世帯数）	限度額（千円）																																								
			格納庫を含まない場合	格納庫を含む場合																																							
消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セ	1	100以下	400	500																																							
	2	101～200	500	600																																							

ページ	修正理由	修正案					現行																																																																																		
		ット、ロープ、防水シート、発電機、その他防災活動に必要な資機材	3	201以上	600	700	ット、ロープ、防水シート、発電機、 <u>格納庫</u> 、その他防災活動に必要な資機材	3	201以上	600	700																																																																														
		注 1 基準は、当該自主防災組織の加入世帯数とする。 2 <u>格納庫の交付は、組織に格納する施設がない場合に限る。</u>					注) 基準は、当該自主防災組織の加入世帯数とする。 別記 <略>																																																																																		
資料-27	最新の情報に更新	自主防災組織一覧 (危機管理課、 <u>令和4年12月1日</u>)					自主防災組織一覧 (危機管理課、 <u>令和2年11月1日</u>)																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>行政区コード</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>205</td> <td>白井工業団地自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>303</td> <td><u>木戸自治防災会</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>305</td> <td>富士自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>304</td> <td>富士東自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>307</td> <td>栄区防災会</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>310</td> <td>南園区第一防災会</td> </tr> </tbody> </table>	No	行政区コード	名 称	1	205	白井工業団地自治会防災会	2	303	<u>木戸自治防災会</u>	3	305	富士自治会防災会	4	304	富士東自治会防災会	5	307	栄区防災会	6	310	南園区第一防災会	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>行政区コード</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32</td> <td>604</td> <td>南山1丁目自治会防災協力隊</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>605</td> <td>パークハイツ南山自治会</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>606</td> <td>南山2丁目自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>607</td> <td>南山3丁目自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>609</td> <td>ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>611</td> <td>堀込第一住宅自治会防災会</td> </tr> </tbody> </table>	No	行政区コード	名 称	32	604	南山1丁目自治会防災協力隊	33	605	パークハイツ南山自治会	34	606	南山2丁目自治会防災会	35	607	南山3丁目自治会防災会	36	609	ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織	37	611	堀込第一住宅自治会防災会	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>行政区コード</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>205</td> <td>白井工業団地自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>305</td> <td>富士自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>304</td> <td>富士東自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>307</td> <td>栄区防災会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>310</td> <td>南園区第一防災会</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>310</td> <td>南園区第二防災会</td> </tr> </tbody> </table>	No	行政区コード	名 称	1	205	白井工業団地自治会防災会	2	305	富士自治会防災会	3	304	富士東自治会防災会	4	307	栄区防災会	5	310	南園区第一防災会	6	310	南園区第二防災会	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>行政区コード</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31</td> <td>604</td> <td>南山1丁目自治会防災協力隊</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>605</td> <td>パークハイツ南山自治会</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>606</td> <td>南山2丁目自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>607</td> <td>南山3丁目自治会防災会</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>609</td> <td>ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>611</td> <td>堀込第一住宅自治会防災会</td> </tr> </tbody> </table>	No	行政区コード	名 称	31	604	南山1丁目自治会防災協力隊	32	605	パークハイツ南山自治会	33	606	南山2丁目自治会防災会	34	607	南山3丁目自治会防災会	35	609	ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織	36	611	堀込第一住宅自治会防災会
No	行政区コード	名 称																																																																																							
1	205	白井工業団地自治会防災会																																																																																							
2	303	<u>木戸自治防災会</u>																																																																																							
3	305	富士自治会防災会																																																																																							
4	304	富士東自治会防災会																																																																																							
5	307	栄区防災会																																																																																							
6	310	南園区第一防災会																																																																																							
No	行政区コード	名 称																																																																																							
32	604	南山1丁目自治会防災協力隊																																																																																							
33	605	パークハイツ南山自治会																																																																																							
34	606	南山2丁目自治会防災会																																																																																							
35	607	南山3丁目自治会防災会																																																																																							
36	609	ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織																																																																																							
37	611	堀込第一住宅自治会防災会																																																																																							
No	行政区コード	名 称																																																																																							
1	205	白井工業団地自治会防災会																																																																																							
2	305	富士自治会防災会																																																																																							
3	304	富士東自治会防災会																																																																																							
4	307	栄区防災会																																																																																							
5	310	南園区第一防災会																																																																																							
6	310	南園区第二防災会																																																																																							
No	行政区コード	名 称																																																																																							
31	604	南山1丁目自治会防災協力隊																																																																																							
32	605	パークハイツ南山自治会																																																																																							
33	606	南山2丁目自治会防災会																																																																																							
34	607	南山3丁目自治会防災会																																																																																							
35	609	ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織																																																																																							
36	611	堀込第一住宅自治会防災会																																																																																							

ページ	修正理由	修正案					現行						
		7	310	南園区第二防災会	38	613	堀込第2住宅防災会	7	309	白井ロジューマン自治会防災会	37	613	堀込第2住宅防災会
		8	309	白井ロジューマン自治会防災会	39	617	プリスタ団地管理組合自治会防災会	8	401	大山口1丁目自治会防災会	38	617	プリスタ団地管理組合自治会防災会
		9	401	大山口1丁目自治会防災会	40	701	七次台自治会防災隊	9	402	大山口一丁目東自治会防災会	39	701	七次台自治会防災隊
		10	402	大山口一丁目東自治会防災会	41	702	七次台三丁目自治会第一防災会	10	404	大山口二丁目防災会	40	702	七次台三丁目自治会第一防災会
		11	404	大山口二丁目防災会	42	702	七次台三丁目自治会第二防災会	11	405	グランピア西白井団地防災会	41	702	七次台三丁目自治会第二防災会
		12	405	グランピア西白井団地防災会	43	703	七次台4丁目自治会防災部会	12	406	大松自治会防災部会	42	703	七次台4丁目自治会防災部会
		13	406	大松自治会防災部会	44	704	野口自治会防災会	13	410	西白井1丁目自治会防災会	43	704	野口自治会防災会
		14	410	西白井1丁目自治会防災会	45	801	中銀白井マンション自治会防災会	14	411	西白井二丁目自治会防災会	44	801	中銀白井マンション自治会防災会
		15	411	西白井二丁目自治会防災会	46	802	堀込第三住宅防災会	15	502	千葉ニュータウンアーベイン西白井駅前団地管理組合アーベイン西白井防災委員会	45	802	堀込第三住宅防災会
		16	502	千葉ニュータウンアーベイン西白井駅前団地管理組合アーベイン西白井防災委員会	47	803	堀込第4住宅防災会	16	503	清水口第3住宅防災会	46	803	堀込第4住宅防災会
		17	503	清水口第3住宅防災会	48	804	堀込第五防災会	17	504	清水口第一地区自治会防災部	47	804	堀込第五防災会
		18	504	清水口第一地区自治会防災部	49	806	ガーデンハウス白井町会防災会	18	506	清水口第4住宅防災会	48	806	ガーデンハウス白井町会防災会
		19	506	清水口第4住宅防	50	808	池の上1丁目南防	19	507	清水口団地自治会	49	808	池の上1丁目南防







ページ	修正理由	修正案				現行									
				災会			災組織								
		20	507	清水口団地自治会 防災会	51	809	池の上2丁目自治 会防災会西ブロッ ク	20	508	清水口第二住宅防 災会	50	809	池の上2丁目自治会 防災会西ブロック		
		21	508	清水口第二住宅防 災会	52	809	池の上2丁目自治会 防災会東ブロック	21	509	清水口八幡自治会 防災会	51	809	池の上2丁目自治会 防災会東ブロック		
		22	509	清水口八幡自治会 防災会	53	810	池の上3丁目防災会	22	510	清水口3丁目自治 会防災会	52	810	池の上3丁目防災 会		
		23	510	清水口3丁目自治 会防災会	54	820	ひまわり自治会防 災会	23	514	けやき台自主防災 会	53	820	ひまわり自治会防 災会		
		24	514	けやき台自主防災 会	55	821	白井小町自主防災 組織	24	516	ライフロード西 白井自治防災会	54	821	白井小町自主防災 組織		
		25	516	ライフロード西 白井自治防災会	56	904	桜台4番街自主防 災会	25	517	エクセレントタウ ン自治会防災会	55	904	桜台4番街自主防 災会		
		26	517	エクセレントタウ ン自治会防災会	57	905	プロムナード桜台 6番街自主防災会	26	521	中木戸地区桜ヶ丘 自治会防災会	56	905	プロムナード桜台 6番街自主防災会		
		27	521	中木戸地区桜ヶ丘 自治会防災会	58	908	桜苑式番街自衛消 防組織会	27	601	アーバンエクセル 白井A・B棟自主 防災会	57	908	桜苑式番街自衛消 防組織会		
		28	601	アーバンエクセル 白井A・B棟自主 防災会	59	909	コープシティ桜台 管理組合	28	601	アーバンエクセル 白井C・D棟自主 防災会	58	909	コープシティ桜台 管理組合		
		29	601	アーバンエクセル 白井C・D棟自主 防災会	60	911	桜苑壱番街自治会 防災会	29	602	グリーン南山自主 防災組織	59	911	桜苑壱番街自治会 防災会		
		30	602	グリーン南山自主 防災組織	61	912	桜台三丁目防災会	30	603	南山第一住宅管理 組合	60	912	桜台三丁目防災会		
		31	603	南山第一住宅管理 組合	62	913	<u>星と時のヴィレッ ジ自治会防災組織</u>								

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																																																																		
資料-29	最新の情報に更新	<p>(4) <u>市内の薬局一覧（保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けたもの）</u> <u>（関東信越厚生局、令和4年11月1日）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(削除)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>薬局マツモトキヨシ白井店</td><td>富士 102-1</td><td>441-5855</td></tr> <tr><td>さくら薬局白井店</td><td>根 479-35</td><td>492-5722</td></tr> <tr><td>(削除)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>薬局マツモトキヨシ 西白井店</td><td>けやき台 1-1-3</td><td>497-0320</td></tr> <tr><td>ウエルシア薬局白井十余一店</td><td>十余一 50-5</td><td>498-3577</td></tr> <tr><td>カワチ薬品白井店</td><td>笹塚 1-1-1</td><td>492-7461</td></tr> <tr><td>ささのは薬局</td><td>根 120-48</td><td>498-0088</td></tr> <tr><td>薬局くすりの福太郎白井駅前店</td><td>堀込 1-2-7 白井Fビル 1F</td><td>498-1156</td></tr> <tr><td>アイン薬局西白井店</td><td>根 1778-8</td><td>497-6166</td></tr> <tr><td>なのはな薬局白井店</td><td>清水口 3-27-2</td><td>498-3620</td></tr> <tr><td>レモン薬局白井店</td><td>根 268-7</td><td>402-2524</td></tr> <tr><td>白井薬局</td><td>復 1589-2</td><td>498-3553</td></tr> <tr><td>アイセイ薬局白井店</td><td>富士 129-28</td><td>441-3070</td></tr> <tr><td>調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店</td><td>清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F</td><td>498-0015</td></tr> <tr><td>ウエルシア薬局白井富士店</td><td>富士 120-3</td><td>441-1217</td></tr> <tr><td>(削除)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>あけぼの薬局 西白井店</td><td>根 1970-1-1</td><td>498-1189</td></tr> <tr><td>健栄 しろい薬局</td><td>南山 2-2-2</td><td>404-6370</td></tr> <tr><td>ウエルシア薬局西白井店</td><td>清水口 1-1-26</td><td>492-2911</td></tr> <tr><td>ピュア薬局白井店</td><td>復 1441-1</td><td>404-1885</td></tr> <tr><td>薬樹薬局 白井</td><td>根 479-21</td><td>492-3001</td></tr> <tr><td>ポラン薬局</td><td>笹塚 2-2-2 コスモビル 101</td><td>436-8565</td></tr> <tr><td>健栄 さくら台薬局</td><td>桜台 2-5-2</td><td>498-1160</td></tr> <tr><td>(削除)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>ヤックスドラッグ白井薬局</u></td><td><u>西白井 1-19-26</u></td><td><u>407-2644</u></td></tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	電話番号	(削除)			薬局マツモトキヨシ白井店	富士 102-1	441-5855	さくら薬局白井店	根 479-35	492-5722	(削除)			薬局マツモトキヨシ 西白井店	けやき台 1-1-3	497-0320	ウエルシア薬局白井十余一店	十余一 50-5	498-3577	カワチ薬品白井店	笹塚 1-1-1	492-7461	ささのは薬局	根 120-48	498-0088	薬局くすりの福太郎白井駅前店	堀込 1-2-7 白井Fビル 1F	498-1156	アイン薬局西白井店	根 1778-8	497-6166	なのはな薬局白井店	清水口 3-27-2	498-3620	レモン薬局白井店	根 268-7	402-2524	白井薬局	復 1589-2	498-3553	アイセイ薬局白井店	富士 129-28	441-3070	調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店	清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F	498-0015	ウエルシア薬局白井富士店	富士 120-3	441-1217	(削除)			あけぼの薬局 西白井店	根 1970-1-1	498-1189	健栄 しろい薬局	南山 2-2-2	404-6370	ウエルシア薬局西白井店	清水口 1-1-26	492-2911	ピュア薬局白井店	復 1441-1	404-1885	薬樹薬局 白井	根 479-21	492-3001	ポラン薬局	笹塚 2-2-2 コスモビル 101	436-8565	健栄 さくら台薬局	桜台 2-5-2	498-1160	(削除)			<u>ヤックスドラッグ白井薬局</u>	<u>西白井 1-19-26</u>	<u>407-2644</u>	<p>(4) <u>市内の薬局等一覧</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>サンドラック白井店</u></td><td><u>富士 129-23</u></td><td><u>441-2651</u></td></tr> <tr><td>薬局マツモトキヨシ白井店</td><td>富士 102-1</td><td>441-5855</td></tr> <tr><td>さくら薬局白井店</td><td>根 479-35</td><td>492-5722</td></tr> <tr><td><u>マツモトキヨシ千葉ニュータウン店</u></td><td><u>桜台 1-1-13</u></td><td><u>491-5531</u></td></tr> <tr><td>薬局マツモトキヨシ 西白井店</td><td>けやき台 1-1-3</td><td>497-0320</td></tr> <tr><td>ウエルシア薬局白井十余一店</td><td>十余一 50-5</td><td>498-3577</td></tr> <tr><td>カワチ薬品白井店</td><td>笹塚 1-1-1</td><td>492-7461</td></tr> <tr><td>ささのは薬局</td><td>根 120-48</td><td>498-0088</td></tr> <tr><td>薬局くすりの福太郎白井駅前店</td><td>堀込 1-2-7 白井Fビル 1F</td><td>498-1156</td></tr> <tr><td>アイン薬局西白井店</td><td>根 1778-8</td><td>497-6166</td></tr> <tr><td>なのはな薬局白井店</td><td>清水口 3-27-2</td><td>498-3620</td></tr> <tr><td>レモン薬局白井店</td><td>根 268-7</td><td>402-2524</td></tr> <tr><td>白井薬局</td><td>復 1589-2</td><td>498-3553</td></tr> <tr><td>アイセイ薬局白井店</td><td>富士 129-28</td><td>441-3070</td></tr> <tr><td>調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店</td><td>清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F</td><td>498-0015</td></tr> <tr><td>ウエルシア薬局白井富士店</td><td>富士 120-3</td><td>441-1217</td></tr> <tr><td><u>くすりの福太郎西白井店</u></td><td><u>西白井 2-26-12</u></td><td><u>492-6029</u></td></tr> <tr><td>あけぼの薬局 西白井店</td><td>根 1970-1-1</td><td>498-1189</td></tr> <tr><td>健栄 しろい薬局</td><td>南山 2-2-2</td><td>404-6370</td></tr> <tr><td>ウエルシア薬局西白井店</td><td>清水口 1-1-26</td><td>492-2911</td></tr> <tr><td>ピュア薬局白井店</td><td>復 1441-1</td><td>404-1885</td></tr> <tr><td>薬樹薬局 白井</td><td>根 479-21</td><td>492-3001</td></tr> <tr><td>ポラン薬局</td><td>笹塚 2-2-2 コスモビル 101</td><td>436-8565</td></tr> <tr><td>健栄 さくら台薬局</td><td>桜台 2-5-2</td><td>498-1160</td></tr> <tr><td><u>マツモトキヨシ フォルテ白井店</u></td><td><u>根 476-2</u></td><td><u>498-0850</u></td></tr> <tr><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	電話番号	<u>サンドラック白井店</u>	<u>富士 129-23</u>	<u>441-2651</u>	薬局マツモトキヨシ白井店	富士 102-1	441-5855	さくら薬局白井店	根 479-35	492-5722	<u>マツモトキヨシ千葉ニュータウン店</u>	<u>桜台 1-1-13</u>	<u>491-5531</u>	薬局マツモトキヨシ 西白井店	けやき台 1-1-3	497-0320	ウエルシア薬局白井十余一店	十余一 50-5	498-3577	カワチ薬品白井店	笹塚 1-1-1	492-7461	ささのは薬局	根 120-48	498-0088	薬局くすりの福太郎白井駅前店	堀込 1-2-7 白井Fビル 1F	498-1156	アイン薬局西白井店	根 1778-8	497-6166	なのはな薬局白井店	清水口 3-27-2	498-3620	レモン薬局白井店	根 268-7	402-2524	白井薬局	復 1589-2	498-3553	アイセイ薬局白井店	富士 129-28	441-3070	調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店	清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F	498-0015	ウエルシア薬局白井富士店	富士 120-3	441-1217	<u>くすりの福太郎西白井店</u>	<u>西白井 2-26-12</u>	<u>492-6029</u>	あけぼの薬局 西白井店	根 1970-1-1	498-1189	健栄 しろい薬局	南山 2-2-2	404-6370	ウエルシア薬局西白井店	清水口 1-1-26	492-2911	ピュア薬局白井店	復 1441-1	404-1885	薬樹薬局 白井	根 479-21	492-3001	ポラン薬局	笹塚 2-2-2 コスモビル 101	436-8565	健栄 さくら台薬局	桜台 2-5-2	498-1160	<u>マツモトキヨシ フォルテ白井店</u>	<u>根 476-2</u>	<u>498-0850</u>	(新設)		
名 称	所在地	電話番号																																																																																																																																																																			
(削除)																																																																																																																																																																					
薬局マツモトキヨシ白井店	富士 102-1	441-5855																																																																																																																																																																			
さくら薬局白井店	根 479-35	492-5722																																																																																																																																																																			
(削除)																																																																																																																																																																					
薬局マツモトキヨシ 西白井店	けやき台 1-1-3	497-0320																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局白井十余一店	十余一 50-5	498-3577																																																																																																																																																																			
カワチ薬品白井店	笹塚 1-1-1	492-7461																																																																																																																																																																			
ささのは薬局	根 120-48	498-0088																																																																																																																																																																			
薬局くすりの福太郎白井駅前店	堀込 1-2-7 白井Fビル 1F	498-1156																																																																																																																																																																			
アイン薬局西白井店	根 1778-8	497-6166																																																																																																																																																																			
なのはな薬局白井店	清水口 3-27-2	498-3620																																																																																																																																																																			
レモン薬局白井店	根 268-7	402-2524																																																																																																																																																																			
白井薬局	復 1589-2	498-3553																																																																																																																																																																			
アイセイ薬局白井店	富士 129-28	441-3070																																																																																																																																																																			
調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店	清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F	498-0015																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局白井富士店	富士 120-3	441-1217																																																																																																																																																																			
(削除)																																																																																																																																																																					
あけぼの薬局 西白井店	根 1970-1-1	498-1189																																																																																																																																																																			
健栄 しろい薬局	南山 2-2-2	404-6370																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局西白井店	清水口 1-1-26	492-2911																																																																																																																																																																			
ピュア薬局白井店	復 1441-1	404-1885																																																																																																																																																																			
薬樹薬局 白井	根 479-21	492-3001																																																																																																																																																																			
ポラン薬局	笹塚 2-2-2 コスモビル 101	436-8565																																																																																																																																																																			
健栄 さくら台薬局	桜台 2-5-2	498-1160																																																																																																																																																																			
(削除)																																																																																																																																																																					
<u>ヤックスドラッグ白井薬局</u>	<u>西白井 1-19-26</u>	<u>407-2644</u>																																																																																																																																																																			
名 称	所在地	電話番号																																																																																																																																																																			
<u>サンドラック白井店</u>	<u>富士 129-23</u>	<u>441-2651</u>																																																																																																																																																																			
薬局マツモトキヨシ白井店	富士 102-1	441-5855																																																																																																																																																																			
さくら薬局白井店	根 479-35	492-5722																																																																																																																																																																			
<u>マツモトキヨシ千葉ニュータウン店</u>	<u>桜台 1-1-13</u>	<u>491-5531</u>																																																																																																																																																																			
薬局マツモトキヨシ 西白井店	けやき台 1-1-3	497-0320																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局白井十余一店	十余一 50-5	498-3577																																																																																																																																																																			
カワチ薬品白井店	笹塚 1-1-1	492-7461																																																																																																																																																																			
ささのは薬局	根 120-48	498-0088																																																																																																																																																																			
薬局くすりの福太郎白井駅前店	堀込 1-2-7 白井Fビル 1F	498-1156																																																																																																																																																																			
アイン薬局西白井店	根 1778-8	497-6166																																																																																																																																																																			
なのはな薬局白井店	清水口 3-27-2	498-3620																																																																																																																																																																			
レモン薬局白井店	根 268-7	402-2524																																																																																																																																																																			
白井薬局	復 1589-2	498-3553																																																																																																																																																																			
アイセイ薬局白井店	富士 129-28	441-3070																																																																																																																																																																			
調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店	清水口 1-1-25 西白井駅前セントラルビル 1F	498-0015																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局白井富士店	富士 120-3	441-1217																																																																																																																																																																			
<u>くすりの福太郎西白井店</u>	<u>西白井 2-26-12</u>	<u>492-6029</u>																																																																																																																																																																			
あけぼの薬局 西白井店	根 1970-1-1	498-1189																																																																																																																																																																			
健栄 しろい薬局	南山 2-2-2	404-6370																																																																																																																																																																			
ウエルシア薬局西白井店	清水口 1-1-26	492-2911																																																																																																																																																																			
ピュア薬局白井店	復 1441-1	404-1885																																																																																																																																																																			
薬樹薬局 白井	根 479-21	492-3001																																																																																																																																																																			
ポラン薬局	笹塚 2-2-2 コスモビル 101	436-8565																																																																																																																																																																			
健栄 さくら台薬局	桜台 2-5-2	498-1160																																																																																																																																																																			
<u>マツモトキヨシ フォルテ白井店</u>	<u>根 476-2</u>	<u>498-0850</u>																																																																																																																																																																			
(新設)																																																																																																																																																																					

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																																																																																																																							
		<table border="1"> <tr> <td>岡澤薬局 白井駅前店</td> <td>掘込 1-1-27</td> <td>440-8280</td> </tr> <tr> <td>クスリのアオキ桜台薬局</td> <td>桜台 2-13-1</td> <td>497-8721</td> </tr> <tr> <td>クスリのアオキ白井薬局</td> <td>根 120-2</td> <td>402-3566</td> </tr> </table>	岡澤薬局 白井駅前店	掘込 1-1-27	440-8280	クスリのアオキ桜台薬局	桜台 2-13-1	497-8721	クスリのアオキ白井薬局	根 120-2	402-3566	<table border="1"> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(新設)			(新設)			(新設)																																																																																																																																																																																																							
岡澤薬局 白井駅前店	掘込 1-1-27	440-8280																																																																																																																																																																																																																								
クスリのアオキ桜台薬局	桜台 2-13-1	497-8721																																																																																																																																																																																																																								
クスリのアオキ白井薬局	根 120-2	402-3566																																																																																																																																																																																																																								
(新設)																																																																																																																																																																																																																										
(新設)																																																																																																																																																																																																																										
(新設)																																																																																																																																																																																																																										
資料-31	最新の情報に更新	<p style="text-align: center;">消防団消防車両配備一覧 (危機管理課、<u>令和4年4月1日</u>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団名</th> <th>配備先</th> <th>車種</th> <th>車両年式</th> <th>ポンプ級</th> <th>ポンプ年式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>事務局</td> <td>指揮車(ワゴン乗用車)</td> <td>H10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第一分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第二分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>七次部</td> <td>小型動力ポンプ積載車</td> <td><u>R4</u></td> <td>B-3</td> <td><u>R3</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">第三分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	団名	配備先	車種	車両年式	ポンプ級	ポンプ年式		事務局	指揮車(ワゴン乗用車)	H10	—	—	第一分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	七次部	小型動力ポンプ積載車	<u>R4</u>	B-3	<u>R3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第三分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">消防団消防車両配備一覧 (危機管理課、<u>令和2年4月1日</u>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団名</th> <th>配備先</th> <th>車種</th> <th>車両年式</th> <th>ポンプ級</th> <th>ポンプ年式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>事務局</td> <td>指揮車(ワゴン乗用車)</td> <td>H10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第一分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第二分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>七次部</td> <td>小型動力ポンプ積載車</td> <td><u>H11</u></td> <td>B-3</td> <td><u>H11</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">第三分団</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	団名	配備先	車種	車両年式	ポンプ級	ポンプ年式		事務局	指揮車(ワゴン乗用車)	H10	—	—	第一分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	七次部	小型動力ポンプ積載車	<u>H11</u>	B-3	<u>H11</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第三分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
団名	配備先	車種	車両年式	ポンプ級	ポンプ年式																																																																																																																																																																																																																					
	事務局	指揮車(ワゴン乗用車)	H10	—	—																																																																																																																																																																																																																					
第一分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
第二分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	七次部	小型動力ポンプ積載車	<u>R4</u>	B-3	<u>R3</u>																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
第三分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
団名	配備先	車種	車両年式	ポンプ級	ポンプ年式																																																																																																																																																																																																																					
	事務局	指揮車(ワゴン乗用車)	H10	—	—																																																																																																																																																																																																																					
第一分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
第二分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	七次部	小型動力ポンプ積載車	<u>H11</u>	B-3	<u>H11</u>																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
第三分団	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																					

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																				
		<p style="text-align: center;">消防団消防車両配備一覧 (危機管理課、令和4年4月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">防火水槽</th> <th colspan="2">消火栓</th> <th rowspan="2">井戸</th> <th rowspan="2">プール 河川等</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>20～40トン未満</th> <th>40トン以上</th> <th>公設</th> <th>私設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>136</td> <td><u>255</u></td> <td><u>638</u></td> <td>18</td> <td>—</td> <td>27</td> <td><u>1074</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">危険物製造所等の件数 (印西地区消防組合、令和4年4月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設区分</th> <th>件数</th> <th colspan="2">施設区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">貯蔵所</td> <td>屋内貯蔵所</td> <td><u>40</u></td> <td rowspan="8">取扱所</td> <td>給油取扱所</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>20</td> <td>第一種販売取扱所</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>室内タンク貯蔵所</td> <td>3</td> <td>一般取扱所</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>25</td> <td>小計</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク貯蔵所</td> <td>0</td> <td>製造所</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td><u>108</u></td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>屋外貯蔵所</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td><u>234</u></td> <td>合計</td> <td>299</td> </tr> </tbody> </table>	種別	防火水槽		消火栓		井戸	プール 河川等	計	20～40トン未満	40トン以上	公設	私設	施設数	136	<u>255</u>	<u>638</u>	18	—	27	<u>1074</u>	施設区分		件数	施設区分		件数	貯蔵所	屋内貯蔵所	<u>40</u>	取扱所	給油取扱所	26	屋外タンク貯蔵所	20	第一種販売取扱所	0	室内タンク貯蔵所	3	一般取扱所	33	地下タンク貯蔵所	25	小計	59	簡易タンク貯蔵所	0	製造所	6	移動タンク貯蔵所	<u>108</u>			屋外貯蔵所	38	小計	<u>234</u>	合計	299	<p style="text-align: center;">消防団消防車両配備一覧 (危機管理課、令和2年2月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">防火水槽</th> <th colspan="2">消火栓</th> <th rowspan="2">井戸</th> <th rowspan="2">プール 河川等</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>20～40トン未満</th> <th>40トン未満</th> <th>公設</th> <th>私設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>136</td> <td><u>250</u></td> <td><u>631</u></td> <td>18</td> <td>—</td> <td>27</td> <td><u>1062</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">危険物製造所等の件数 (印西地区消防組合、令和2年4月1日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設区分</th> <th>件数</th> <th colspan="2">施設区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">貯蔵所</td> <td>屋内貯蔵所</td> <td><u>36</u></td> <td rowspan="8">取扱所</td> <td>給油取扱所</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>20</td> <td>第一種販売取扱所</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>室内タンク貯蔵所</td> <td>3</td> <td>一般取扱所</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>25</td> <td>小計</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク貯蔵所</td> <td>0</td> <td>製造所</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td><u>106</u></td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>屋外貯蔵所</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td><u>228</u></td> <td>合計</td> <td><u>293</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	防火水槽		消火栓		井戸	プール 河川等	計	20～40トン未満	40トン未満	公設	私設	施設数	136	<u>250</u>	<u>631</u>	18	—	27	<u>1062</u>	施設区分		件数	施設区分		件数	貯蔵所	屋内貯蔵所	<u>36</u>	取扱所	給油取扱所	26	屋外タンク貯蔵所	20	第一種販売取扱所	0	室内タンク貯蔵所	3	一般取扱所	33	地下タンク貯蔵所	25	小計	59	簡易タンク貯蔵所	0	製造所	6	移動タンク貯蔵所	<u>106</u>			屋外貯蔵所	38	小計	<u>228</u>	合計	<u>293</u>
種別	防火水槽			消火栓		井戸	プール 河川等				計																																																																																																												
	20～40トン未満	40トン以上	公設	私設																																																																																																																			
施設数	136	<u>255</u>	<u>638</u>	18	—	27	<u>1074</u>																																																																																																																
施設区分		件数	施設区分		件数																																																																																																																		
貯蔵所	屋内貯蔵所	<u>40</u>	取扱所	給油取扱所	26																																																																																																																		
	屋外タンク貯蔵所	20		第一種販売取扱所	0																																																																																																																		
	室内タンク貯蔵所	3		一般取扱所	33																																																																																																																		
	地下タンク貯蔵所	25		小計	59																																																																																																																		
	簡易タンク貯蔵所	0		製造所	6																																																																																																																		
	移動タンク貯蔵所	<u>108</u>																																																																																																																					
	屋外貯蔵所	38																																																																																																																					
	小計	<u>234</u>		合計	299																																																																																																																		
種別	防火水槽		消火栓		井戸	プール 河川等	計																																																																																																																
	20～40トン未満	40トン未満	公設	私設																																																																																																																			
施設数	136	<u>250</u>	<u>631</u>	18	—	27	<u>1062</u>																																																																																																																
施設区分		件数	施設区分		件数																																																																																																																		
貯蔵所	屋内貯蔵所	<u>36</u>	取扱所	給油取扱所	26																																																																																																																		
	屋外タンク貯蔵所	20		第一種販売取扱所	0																																																																																																																		
	室内タンク貯蔵所	3		一般取扱所	33																																																																																																																		
	地下タンク貯蔵所	25		小計	59																																																																																																																		
	簡易タンク貯蔵所	0		製造所	6																																																																																																																		
	移動タンク貯蔵所	<u>106</u>																																																																																																																					
	屋外貯蔵所	38																																																																																																																					
	小計	<u>228</u>		合計	<u>293</u>																																																																																																																		
資料-46	最新の情報に更新	<p style="text-align: center;">千葉県火葬場一覧 (千葉県健康福祉部、令和4年12月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>千葉市斎場</td> <td>千葉市緑区平山町1762-2</td> <td>043-293-4000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>いちほら聖苑</td> <td>市原市今富1088-8</td> <td>0436-36-3389</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市川市斎場</td> <td>市川市大野町4-2610-1</td> <td>047-338-2941</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>馬込斎場</td> <td>船橋市馬込町1102-1</td> <td>047-438-1151</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>浦安市斎場</td> <td>浦安市千鳥15-3</td> <td>047-316-3611</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>松戸市斎場</td> <td>松戸市串崎新田63-1</td> <td>047-387-4042</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>野田市斎場</td> <td>野田市日吹7-1</td> <td>04-7122-3017</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名称	所在地	電話番号	1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000	2	いちほら聖苑	市原市今富1088-8	0436-36-3389	3	市川市斎場	市川市大野町4-2610-1	047-338-2941	4	馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151	5	浦安市斎場	浦安市千鳥15-3	047-316-3611	6	松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042	7	野田市斎場	野田市日吹7-1	04-7122-3017	<p style="text-align: center;">千葉県火葬場一覧 (千葉県健康福祉部、令和2年3月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>千葉市斎場</td> <td>千葉市緑区平山町1762-2</td> <td>043-293-4000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>いちほら聖苑</td> <td>市原市今富1088-8</td> <td>0436-36-3389</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市川市斎場</td> <td>市川市大野町4-2610-1</td> <td>047-338-2941</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>馬込斎場</td> <td>船橋市馬込町1102-1</td> <td>047-438-1151</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>浦安市斎場</td> <td>浦安市千鳥15-3</td> <td>047-316-3611</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>松戸市斎場</td> <td>松戸市串崎新田63-1</td> <td>047-387-4042</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>野田市斎場</td> <td>野田市日吹7-1</td> <td>04-7122-3017</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名称	所在地	電話番号	1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000	2	いちほら聖苑	市原市今富1088-8	0436-36-3389	3	市川市斎場	市川市大野町4-2610-1	047-338-2941	4	馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151	5	浦安市斎場	浦安市千鳥15-3	047-316-3611	6	松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042	7	野田市斎場	野田市日吹7-1	04-7122-3017																																																				
No.	名称	所在地	電話番号																																																																																																																				
1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000																																																																																																																				
2	いちほら聖苑	市原市今富1088-8	0436-36-3389																																																																																																																				
3	市川市斎場	市川市大野町4-2610-1	047-338-2941																																																																																																																				
4	馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151																																																																																																																				
5	浦安市斎場	浦安市千鳥15-3	047-316-3611																																																																																																																				
6	松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042																																																																																																																				
7	野田市斎場	野田市日吹7-1	04-7122-3017																																																																																																																				
No.	名称	所在地	電話番号																																																																																																																				
1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000																																																																																																																				
2	いちほら聖苑	市原市今富1088-8	0436-36-3389																																																																																																																				
3	市川市斎場	市川市大野町4-2610-1	047-338-2941																																																																																																																				
4	馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151																																																																																																																				
5	浦安市斎場	浦安市千鳥15-3	047-316-3611																																																																																																																				
6	松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042																																																																																																																				
7	野田市斎場	野田市日吹7-1	04-7122-3017																																																																																																																				

ページ	修正理由	修正案			現行				
		8	野田市関宿斎場	野田市中戸496	04-7196-3301	8	野田市関宿斎場	野田市中戸496	04-7196-3301
		9	ウイング・ホール柏斎場	柏市布施281-1	04-7131-6649	9	ウイング・ホール柏斎場	柏市布施281-1	04-7131-6649
		10	八富成田斎場	成田市吉倉124-11	0476-23-4511	10	八富成田斎場	成田市吉倉124-11	0476-23-4511
		11	さくら斎場	佐倉市大蛇町790-4	043-484-0846	11	さくら斎場	佐倉市大蛇町790-4	043-484-0846
		12	印西斎場	印西市平岡1538	0476-42-1700	12	印西斎場	印西市平岡1538	0476-42-1700
		13	<u>北総斎場</u>	神崎町神崎神宿1009-2	0478-72-3166	13	<u>香取広域市町村圏事務組 合北総斎場</u>	神崎町神崎神宿1009-2	0478-72-3166
		14	おみがわ聖苑	香取市小見川1797-1	0478-82-3293	14	おみがわ聖苑	香取市小見川1797-1	0478-82-3293
		15	銚子市斎場	銚子市西小川町4732	0479-25-1593	15	銚子市斎場	銚子市西小川町4732	0479-25-1593
		16	山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑730	0479-73-8000	16	山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑730	0479-73-8000
		17	みたま苑 旭	旭市二5935-10	0479-64-0409	17	みたま苑 旭	旭市二5935-10	0479-64-0409
		18	一宮聖苑	長生郡一宮町一宮7459-4	0475-42-5445	18	一宮聖苑	長生郡一宮町一宮7459-4	0475-42-5445
		19	長南聖苑	長生郡長南町報恩寺579	0475-46-3525	19	長南聖苑	長生郡長南町報恩寺579	0475-46-3525
		20	山武郡市広域斎場	東金市堀上1357	0475-55-6360	20	山武郡市広域斎場	東金市堀上1357	0475-55-6360
		21	かつうら聖苑	勝浦市松部116-1	0470-76-2950	21	かつうら聖苑	勝浦市松部116-1	0470-76-2950
		22	大多喜斎場無相苑	夷隅郡大多喜町田丁238	0470-82-3831	22	大多喜斎場無相苑	夷隅郡大多喜町田丁238	0470-82-3831
		23	いすみ市大原聖苑	いすみ市大原4891-1	0470-63-1667	23	いすみ市大原聖苑	いすみ市大原4891-1	0470-63-1667
		24	木更津市火葬場	木更津市大久保840-3	0438-37-3874	24	木更津市火葬場	木更津市大久保840-3	0438-37-3874
		25	上総聖苑	君津市久留里市場978-1	0439-27-3574	25	上総聖苑	君津市久留里市場978-1	0439-27-3574
		26	富津聖苑	富津市前久保385	0439-87-4142	26	富津聖苑	富津市前久保385	0439-87-4142
		27	長狭地区火葬場	鴨川市東町1850-17	04-7094-1170	27	長狭地区火葬場	鴨川市東町1850-17	04-7094-1170
		28	しおかぜホール茜浜	習志野市茜浜3-7-6	047-409-9270	28	しおかぜホール茜浜	習志野市茜浜3-7-6	047-409-9270
		29	安房聖苑	南房総市山名345	0470-36-3360	29	安房聖苑	南房総市山名345	0470-36-3360

ページ	修正理由	修正案					現行							
資料-60 の次項	協定の追加 及び修正	【資料編（巻末）】白井市災害協定集（令和4年11月現在）					【資料編（巻末）】白井市災害協定集（令和3年3月現在）							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">協定名称</th> <th style="width: 15%;">協定先</th> <th style="width: 10%;">締結年月日</th> <th style="width: 45%;">協定の内容</th> <th style="width: 10%;">頁</th> </tr> </thead> </table>	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容	頁	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">協定名称</th> <th style="width: 15%;">協定先</th> <th style="width: 10%;">締結年月日</th> <th style="width: 45%;">協定の内容</th> <th style="width: 10%;">頁</th> </tr> </thead> </table>	協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容	頁	
		協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容	頁								
		協定名称	協定先	締結年月日	協定の内容	頁								
		1 国・県・自治体等間相互応援協定					1 国・県・自治体等間相互応援協定							
		(略)					(略)							
														
		2 消防相互応援協定、消火活動に関する協定					2 消防相互応援協定、消火活動に関する協定							
		(略)					(略)							
														
		3 自衛隊との協定					3 自衛隊との協定							
		(略)					(略)							
		4 ライフライン（水道・電気・ガス）に関する協定					4 ライフライン（水道・電気・ガス）に関する協定							
		(略)					(略)							
														
		5 燃料供給に関する協定					(新設)							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">災害時における石油類燃料の供給に関する協定書</td> <td style="width: 15%;">(有)松屋商店</td> <td style="width: 10%;">R3. 8. 26</td> <td style="width: 45%;">燃料の供給</td> <td style="width: 10%;">30</td> </tr> </table>					災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	(有)松屋商店	R3. 8. 26	燃料の供給	30	(新設)		
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	(有)松屋商店	R3. 8. 26	燃料の供給	30										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">災害時における石油類燃料の供給に関する協定書</td> <td style="width: 15%;">(株)マツヤ</td> <td style="width: 10%;">R3. 8. 26</td> <td style="width: 45%;">燃料の供給</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>					災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	(株)マツヤ	R3. 8. 26	燃料の供給		(新設)				
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	(株)マツヤ	R3. 8. 26	燃料の供給											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">災害時における石油類燃料の供給に関する協定書</td> <td style="width: 15%;">(有)油藤屋</td> <td style="width: 10%;">R3. 8. 27</td> <td style="width: 45%;">燃料の供給</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>					災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	(有)油藤屋	R3. 8. 27	燃料の供給		(新設)				
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	(有)油藤屋	R3. 8. 27	燃料の供給											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">災害時における石油類燃料の供給に関する協定書</td> <td style="width: 15%;">富士栄石油(株)</td> <td style="width: 10%;">R3. 8. 31</td> <td style="width: 45%;">燃料の供給</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>					災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	富士栄石油(株)	R3. 8. 31	燃料の供給		(新設)				
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	富士栄石油(株)	R3. 8. 31	燃料の供給											

ページ	修正理由	修正案				現行					
		<u>災害時における応急生活物資供給等に関する協定書</u>	<u>(一社)千葉県エルピーガス協会</u>	<u>H20.3.31</u>	<u>液化石油ガスの供給</u>	<u>32</u>	(移設)				
		<u>6 物資供給(食料品・飲料水・生活用品等)に関する協定</u>				<u>5 物資提供に関する協定</u>					
		災害時における応急生活物資等供給の協力に関する協定書	商工会外、市内7商店会	H10.3.30	物品等の供給	<u>34</u>	災害時における応急生活物資等供給の協力に関する協定書	商工会外、市内7商店会	H10.3.30	物品等の供給	<u>30</u>
		災害時における物資の供給に関する協定書	山屋食品(株)千葉店	H18.2.3	〃	<u>35</u>	災害時における物資の供給に関する協定書	山屋食品(株)千葉店	H18.2.3	〃	<u>32</u>
		災害時における支援協力に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H17.9.21	物品等の供給、運搬等	<u>36</u>	災害時における支援協力に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H17.9.21	物品等の供給、運搬等	<u>33</u>
		(削除)					<u>災害時における応急生活物資供給等に関する協定書</u>	<u>(一社)千葉県エルピーガス協会</u>	<u>H20.3.31</u>	<u>液化石油ガスの供給</u>	<u>35</u>
		災害時における飲料水の提供に関する協定書	(株)伊藤園	H26.6.30	飲料水の供給	<u>38</u>	災害時における飲料水の提供に関する協定書	(株)伊藤園	H26.6.30	飲料水の供給	<u>36</u>
		災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブンイレブン・ジャパン	H28.1.27	物品等の供給	<u>39</u>	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブンイレブン・ジャパン	H28.1.27	物品等の供給	<u>37</u>
		災害時における物資の供給に関する協定書	DCM ホーマック(株)	H28.7.31	〃	<u>41</u>	災害時における物資の供給に関する協定書	DCM ホーマック(株)	H28.7.31	〃	<u>39</u>
		災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	H29.7.26	地図製品等の供給、最新住宅地区の貸与	<u>42</u>	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	H29.7.26	地図製品等の供給、最新住宅地区の貸与	<u>40</u>
		災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書	<u>コカ・コーラボトラーズジャパン(株)</u>	<u>R4.4.1</u>	災害時における自動販売機内の商品の無償提供(市役所外7施設)	<u>44</u>	災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書	<u>コカ・コーラボトラーズジャパン(株)八千代支店</u>	H31.4.1	災害時における自動販売機内の商品の無償提供(市役所外7施設)	<u>42</u>

ページ	修正理由	修正案				現行				
		災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書	ダイドードリ ンコ(株)	R4.4.1	災害時における自動販売機内の商品の無償提供(白井総合公園)	45				
		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	H30.2.6	福祉用具等物資の供給	47				
		災害時における物資の調達及び供給の協力に関する覚書	(株)カスミ	R4.3.3	物資の調達及び供給	49				
		7 災害復旧に関する協定				6 災害復旧に関する協定				
		緊急道路安全協力体制の協定書	(略)	(略)	(略)	51				
		災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	52				
		災害時における仮設橋等の仮設鋼材の供給に関する協定	(略)	(略)	(略)	53				
		災害時における災害支援資機材等の供給及び貸与に関する協定	(略)	(略)	(略)	54				
		8 廃棄物処理に関する協定				7 廃棄物処理に関する協定				
		災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書	(略)	(略)	(略)	55				
		9 広報・報道・情報通信に関する協定				8 広報・報道・情報通信に関する協定				
		白井市と(株)千葉ニュータウンセンターの連携協力に関する協定	(略)	(略)	(略)	56				
		災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書	コカ・コーラ ポトラーズジ ヤパン(株)八 千代支店	H31.3.19	災害時における自動販売機内の商品の無償提供(白井総合公園)	43				
		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	H30.2.6	福祉用具等物資の供給	44				
		(新設)								
		緊急道路安全協力体制の協定書	(略)	(略)	(略)	46				
		災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	47				
		災害時における仮設橋等の仮設鋼材の供給に関する協定	(略)	(略)	(略)	48				
		災害時における災害支援資機材等の供給及び貸与に関する協定	(略)	(略)	(略)	49				
		災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書	ダイドードリ ンコ(株)	R4.4.1	災害時における自動販売機内の商品の無償提供(白井総合公園)	45				
		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	H30.2.6	福祉用具等物資の供給	47				
		災害時における物資の調達及び供給の協力に関する覚書	(株)カスミ	R4.3.3	物資の調達及び供給	49				
		7 災害復旧に関する協定				6 災害復旧に関する協定				
		緊急道路安全協力体制の協定書	(略)	(略)	(略)	51				
		災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	52				
		災害時における仮設橋等の仮設鋼材の供給に関する協定	(略)	(略)	(略)	53				
		災害時における災害支援資機材等の供給及び貸与に関する協定	(略)	(略)	(略)	54				
		8 廃棄物処理に関する協定				7 廃棄物処理に関する協定				
		災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書	(略)	(略)	(略)	55				
		9 広報・報道・情報通信に関する協定				8 広報・報道・情報通信に関する協定				
		白井市と(株)千葉ニュータウンセンターの連携協力に関する協定	(略)	(略)	(略)	56				

ページ	修正理由	修正案				現行					
		災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	(略)	(略)	(略)	57	災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	(略)	(略)	(略)	52
		災害時における放送等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	59	災害時における放送等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	54
		災害に係る情報発信等に関する協定	(略)	(略)	(略)	60	災害に係る情報発信等に関する協定	(略)	(略)	(略)	55
		災害時における無人航空機による災害情報の収集に関する協定	(略)	(略)	(略)	62	災害時における無人航空機による災害情報の収集に関する協定	(略)	(略)	(略)	57
		10 医療・衛生に関する協定					9 医療・衛生に関する協定				
		災害時の医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	64	災害時の医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	59
		災害時の救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	66	災害時の救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	61
		災害時の医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	67	災害時の医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	62
		コンビニエンスストアにおけるAED設置及び貸出の協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	72	コンビニエンスストアにおけるAED設置及び貸出の協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	67
		感染症対策消毒業務に関する協定書	(略)	(略)	(略)	74	感染症対策消毒業務に関する協定書	(略)	(略)	(略)	69
		災害時における柔道整復師による医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	75	災害時における柔道整復師による医療救護活動に関する協定書	(略)	(略)	(略)	70
		11 葬祭に関する協定					10 葬祭に関する協定				
		災害時における支援協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	77	災害時における支援協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	72

ページ	修正理由	修正案				現行					
		災害時における支援協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	79	災害時における支援協力に関する協定書	(略)	(略)	(略)	74
		12 避難場所・避難所に関する協定					11 避難場所・避難所に関する協定				
		災害時における避難所等施設利用に関する協定遺書	(略)	(略)	(略)	81	災害時における避難所等施設利用に関する協定遺書	(略)	(略)	(略)	76
		災害時等における一時避難場所としての使用に関する協定書	(略)	(略)	(略)	83	災害時等における一時避難場所としての使用に関する協定書	(略)	(略)	(略)	78
		災害応急対策に関する支援協定書	(略)	(略)	(略)	85	災害応急対策に関する支援協定書	(略)	(略)	(略)	80
		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(医) 社団柏水会 (福) 神聖会 酒井医療(株) (医) 社団貴城会 (株) ウィズホスピタル (株) チェリッシュトラスト (福) 阜仁会	H29. 10. 16	福祉避難所の開設	88	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(医) 社団柏水会 (社福) 神聖会 酒井医療(株) (医) 社団貴城会 (株) ウィズホスピタル (株) チェリッシュトラスト (社福) 阜仁会	H29. 10. 16	福祉避難所の開設	83
		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(福) フラット (特非) ぼれぼれ・ちば	R5. 1. 20	福祉避難所の開設	90	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		13 輸送に関する協定					12 輸送に関する協定				
		災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	92	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	85
		14 危険物取扱施設等に関する協定					13 危険物取扱施設等に関する協定				

ページ	修正理由	修正案				現行					
		(株) 藤井製作所 における異常事態 発生時の通報連絡 等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	94	(株) 藤井製作所 における異常事態 発生時の通報連絡 等に関する協定書	(略)	(略)	(略)	87
		株式会社永山環境 科学研究所におけ る異常事態発生時 の通報連絡等に関 する協定書	(略)	(略)	(略)	95	株式会社永山環境 科学研究所におけ る異常事態発生時 の通報連絡等に関 する協定書	(略)	(略)	(略)	88
		株式会社セスマー プにおける異常事 態発生時の通報連 絡等に関する協定 書	(略)	(略)	(略)	96	株式会社セスマー プにおける異常事 態発生時の通報連 絡等に関する協定 書	(略)	(略)	(略)	89
		15 その他災害時等応援に関する協定					14 その他災害時等応援に関する協定				
		火災等緊急時にお ける散水車の使用 許可	(略)	(略)	(略)	98	火災等緊急時にお ける散水車の使用 許可	(略)	(略)	(略)	91
		災害発生時におけ る白井市と白井郵 便局の協力に関す る協定	(略)	(略)	(略)	99	災害発生時におけ る白井市と白井郵 便局の協力に関す る協定	(略)	(略)	(略)	92
		震災時における緊 急設備支援に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	101	震災時における緊 急設備支援に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	94
		広告付避難場所等 電柱看板に関する協 定	(略)	(略)	(略)	102	広告付避難場所等 電柱看板に関する協 定	(略)	(略)	(略)	95
		災害時における 炊き出し等支援業 務の協力に関する 協定書	(略)	(略)	(略)	104	災害時における 炊き出し等支援業 務の協力に関する 協定書	(略)	(略)	(略)	97
		災害時における動 物救護活動に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	106	災害時における動 物救護活動に関す る協定書	(略)	(略)	(略)	99

【白井市地域防災計画 資料編】

新 旧 対 照 表

ページ	修正理由	修正案				現行					
		災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定書	(略)	(略)	(略)	108	災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定書	(略)	(略)	(略)	101
		災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(略)	(略)	(略)	110	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(略)	(略)	(略)	103
		白井市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書	(略)	(略)	(略)	112	白井市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書	(略)	(略)	(略)	105